

剣淵町こども計画

(第3期剣淵町子ども・子育て支援事業計画)

こどもの笑顔、地域みんなで育む未来



北海道 剣淵町



剣淵町保育所・うさぎぐみの
こどもたちの自画像です

ごあいさつ

次代の社会を担う全てのこどもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5（2023）年4月に施行されました。また、これに合わせて、こども施策に関する基本的な方針や重要事項などを定めた「こども大綱」が同年12月に閣議決定されました。

剣淵町では、平成27（2015）年3月に子ども・子育て支援計画を策定し、令和2（2020）年の第2期計画の策定を経て10年が経過しました。この間、子育て世帯への支援や児童虐待防止などの事業を進めて参りましたが、今般の「こども基本法」と「こども大綱」を踏まえ、こどもを地域全体で支え、こどもが健やかに育つ町をめざす「剣淵町こども計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、子育て世帯の実態や子育て支援事業の利用希望を把握するため、中学生までのお子さんがある世帯を対象としたニーズ調査を実施しました。また、町内の小学4年生から高校生世代までを対象として、こどもたちの気持ちや考えを聞き、こどもたちが住みやすい町づくりをめざすためのアンケート調査を実施しました。こうした調査結果をもとに計画素案を作成し、町内でこどもや子育てに関わる方や学識経験者などで組織する「剣淵町子ども・子育て支援会議」においてご審議をいただきました。

本計画においては、従来の計画と同様に幼少期や学童期などのライフステージごとの成長や発達に応じた支援に加え、ライフステージを通した切れ目のない支援の推進が重要です。令和6（2024）年4月に設置した「剣淵町こども家庭センター」が中心となり、統括支援員、保健師や保育士などが子育て世帯に寄り添った相談支援を行うとともに、発達支援やヤングケアラーなど多様化する課題に対しても、学校や地域で子育て支援を行う関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を進めてまいります。また、本町のまちづくりのベースである「絵本の里づくり」を通して、こどもたちがいきいき、のびのびと成長し過ごせるよう、地域の皆様全体が笑顔で輝く未来をめざしてまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました剣淵町子ども・子育て支援会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました多くの町民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7（2025）年3月

剣淵町長 早 坂 純 夫

も く じ

I	はじめに.....	1
1	計画の策定経緯	1
2	「こども」と「こども施策」の考え方	2
	(1)「こども」の対象年齢、若者との年齢区分	2
	(2) こども施策について	3
3	この計画の位置づけ、他の計画との関係	4
4	計画の期間.....	4
5	こどもをとりまく現状	5
II	めざす姿と計画の構成.....	8
1	基本理念	8
2	計画の構成.....	10
3	施策の体系.....	11
III	計画の内容（こども施策編）	12
1	すべてのライフステージに共通した取り組み	13
	(1) こどもの権利の再認識、悩みや困りごとの把握	13
	(2) 基本となる習慣や意識、知識の普及	15
	(3) 利用しやすく、過ごしやすい環境づくり	18
	(4) 多様な体験ができる機会の提供	19
	(5) 切れ目のない保健・医療・福祉の提供	20
	(6) 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策	22
	(7) 自殺、犯罪、事故等の防止	24
2	ライフステージごとの取り組み	27
	(1) こどもの誕生前から幼児期まで	27
	(2) 学童期・思春期	30
	(3) 青年期	33
3	子育てをしている世帯への支援	34
4	こども施策を推進するために	36

IV 計画の内容（子ども・子育て支援事業編）39

1 子ども・子育て支援事業とは.....	39
2 事業の内容など	41
(1) 剣淵町保育所について（特定教育・保育施設事業）	41
(2) 延長保育（時間外保育事業）	42
(3) 病児・病後児保育事業.....	42
(4) 一時保育（一時預かり事業）	43
(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	43
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	44
(7) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	44
(8) 児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	44
(9) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	44
(10) 利用者支援事業.....	45
(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業/学童保育）	45
(12) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターなど）	46
(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）	46
(14) 産後ケア事業	46
(15) 妊婦健康診査（妊婦健診事業）	47
(16) 乳児家庭全戸訪問事業	47
(17) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	47
(18) 妊婦等包括相談支援事業.....	48

V 資料編49

1 計画策定の経過	49
2 こどもを対象としたアンケート	50
3 子育て支援のアンケート調査.....	53

I はじめに

1 計画の策定経緯

平成2(1990)年の「1.57 ショック^{*1}」を契機に、少子化が社会的に強く認識されるようになり、国は、平成6(1994)年に初の少子化対策「エンゼルプラン」を策定しました。その後、「少子化社会対策基本法」の制定をはじめ、子ども・子育て支援に関する取り組みを進めてきましたが、少子化の流れは変わらないまま、こどもを取り巻く環境は多様化し、貧困、いじめ、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、自殺など、その深刻さは社会問題となっています。

このようななか、国は、令和5(2023)年に、子ども・子育て支援に関する取り組みをより総合的かつ強力に取り組んでいくために、「こども家庭庁」を設置し「こども基本法」を制定しました。

「こども基本法」には、社会全体で「こども施策」に取り組むことができるよう、国をあげて進めていくことが示され、政府は「こども施策」を総合的に推進するための「こども大綱(こども施策に関する大綱)」を策定しました。大綱には、こどもの幸せや利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「こども施策」を進めていくことが示されていますが、市町村に対しても、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、それぞれの自治体でこども施策を進めていくための「こども計画」を策定することが定められました。

剣淵町ではこれまで、絵本の里として地域ぐるみでこどもの成長を見守り、こどもや子育て世帯に向けた取り組みを行ってきました。具体的に取り組む事業は、2期にわたって「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に進めてきたところです。

全国同様、剣淵町においても、こどもの数の減少は続いています。こどもを取り巻く社会環境が変化し厳しくなる中で、こども一人一人が、自分も周りの人も大切にしながら、心身とも元気に育ってほしいという思いはますます高まっています。

そこでこのたび、3期目の「子ども・子育て支援事業計画^{*2}」を策定する時期となったことを機に、より幅広いまちづくりの範囲を、こども目線で進めていくため、剣淵町の「こども計画」を策定することとしました。

*1 1.57 ショックとは、平成元(1989)年の合計特殊出生率が1.57と「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった昭和41(1966)年の合計特殊出生率1.58を下回ったことです。

*2 市町村が子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援をどのように行っていくか、国で定めた事業を中心に示す計画です。

2 「こども」と「こども施策」の考え方

この計画には、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」では示されなかった、「こども」と「こども施策」という言葉が出てきます。それぞれの定義は、次のとおりです。

(1) 「こども」の対象年齢、若者との年齢区分

こども基本法より

「こども」の定義：

心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。



「こども」の対象について、こども基本法では一定の年齢で区切らないとありますが、こども大綱では「こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」で、「乳幼児期・学童期・思春期・青年期と分けて示す」とあります。また、「こどもと若者の年齢区分は明確ではないが、ポスト青年期*も含めた人たちを若者とする」としています。

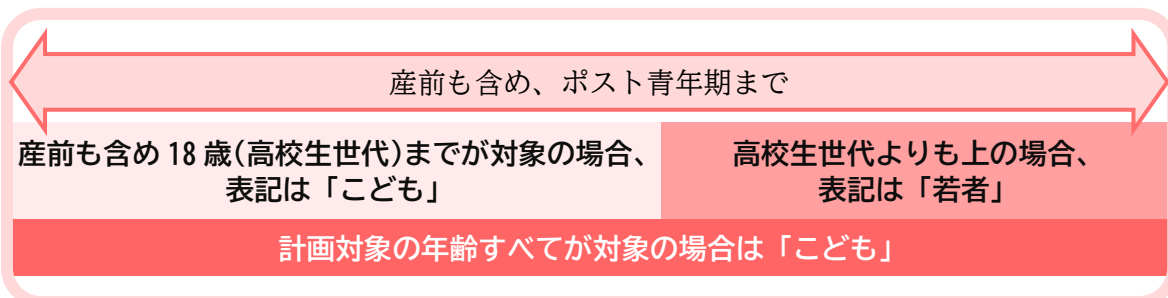
*ポスト青年期とは、教育期間としての青年期を終えても、職業生活や家族形成にスムーズに移行しない（移行に長期間を要する）状況が増える中で名づけられた、青年期と成人期の間の移行的ステージです。

このようなことをふまえ、剣淵町においても、こども大綱と同じく、ポスト青年期も含めた「若者」までと、子育てに関わる方々をこの計画の対象とします。

また、この計画中での「こども」「若者」の表記については、本町で実施する子育て支援事業はおおむね18歳までが対象であることから、18歳以下を「こども」、それ以上を「若者」と表記することとします。ただし、対象が「こども」も「若者」もどちらにも関わる場合は、まとめて「こども」と表記することとします。

「こども大綱」に示された「こども」の範囲				
こども			若者	
乳幼児期 (義務教育年齢に達するまで)	学童期 (小学生)	思春期 (中学生～ おおむね18歳)	青年期 (おおむね18歳～ おおむね30歳未満)	ポスト 青年期 (～40歳未満)

計画中
の表記



(2) こども施策について

剣淵町では、こどもや子育て支援に関係する取り組みは各分野で行われていますが、この計画では、こども基本法に示されている内容をふまえ、「こども施策」を位置づけます。

「こども施策」の定義【こども基本法より】

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階で行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
- ④ ①から③までと一体的に講ずべき施策*¹

「こども施策」の基本理念【こども基本法より】*²

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

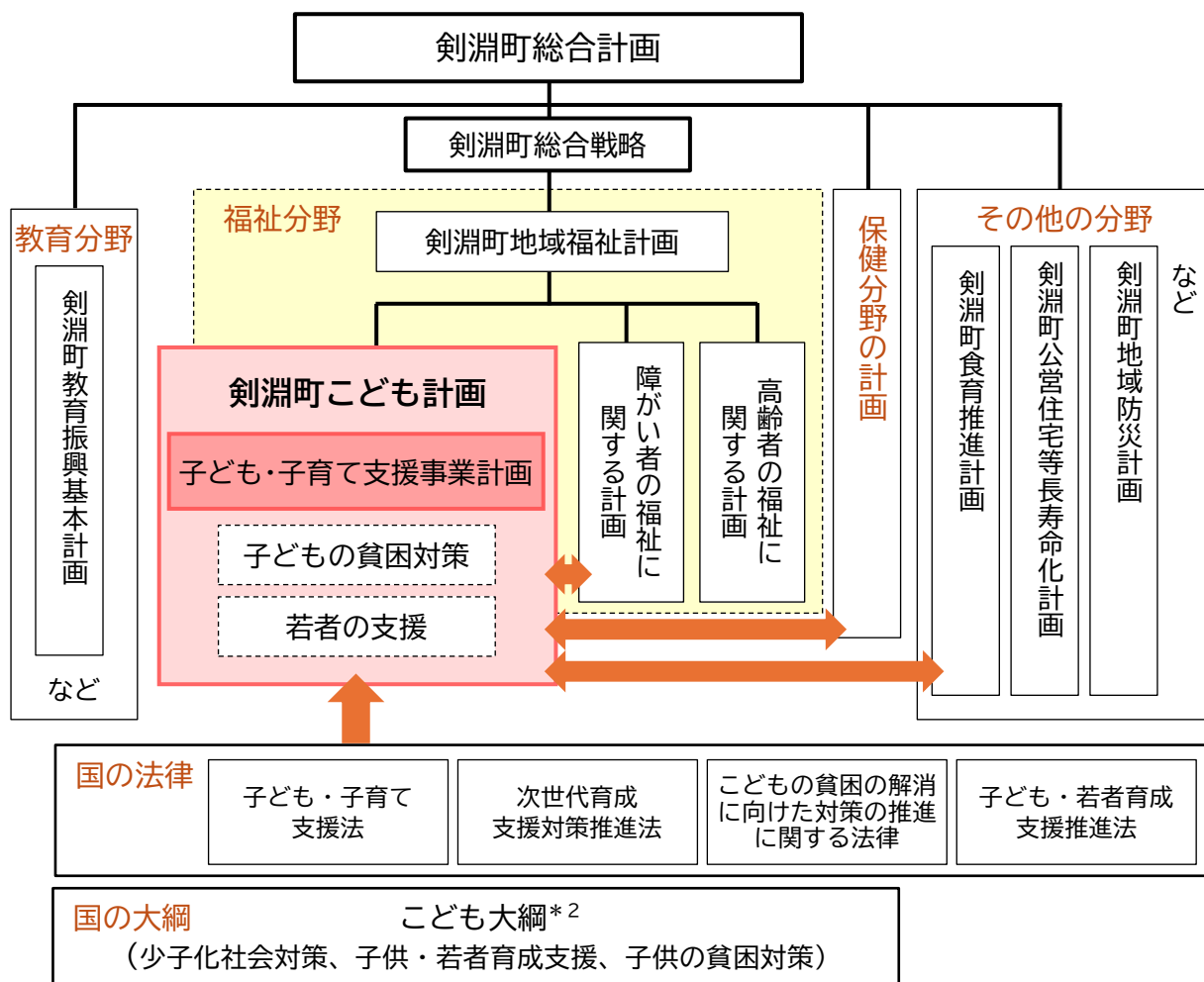
*¹ 一体的に講ずべき施策とは、『主な目的は「こどもの健やかな成長に対する支援等」ではないが、こどもや子育て当事者に関係する施策（国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）が含まれる』とされています。

*² 子ども家庭庁「こども基本法ってなに？やさしい版～こども施策が大切にしている考え方って何？～」より

3 この計画の位置づけ、他の計画との関係

この計画は、国が市町村に策定するよう定めている「市町村子ども・子育て支援事業計画（今回は3期目）」の内容を含めた計画です。そのほか、こどもの貧困対策に関する計画、若者の支援に関する計画の内容も含んでいます*1。

また、この計画に示されている「こども施策」は、「子ども・子育て支援事業計画」に関連する事業のほか、総合計画をはじめ、剣淵町で策定している各種個別計画に位置づけられている施策・事業と合わせて位置づけています。



*1 この計画は、国が市町村に策定するよう定めている計画（子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」）でもあります。

*2 少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱は、こども大綱に含まれることとなりました。

4 計画の期間

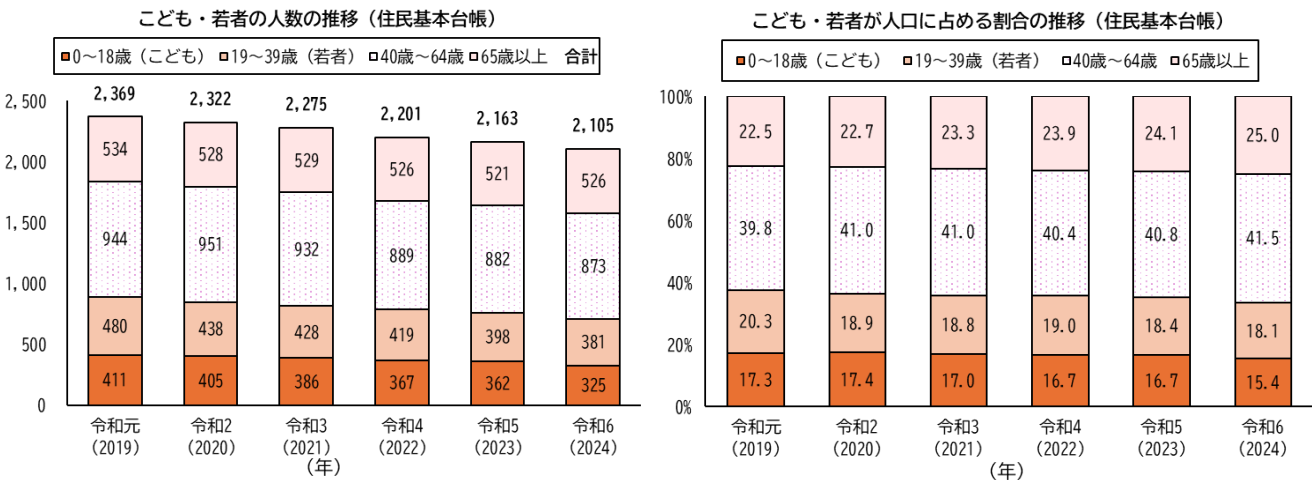
この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

5 こどもをとりまく現状

剣淵町のこどもや子育て世帯を取り巻く状況を、統計やアンケート結果などから見ると、次のとおりです。

こども・若者の数と割合

令和元(2019)年からの推移を見ると、こども(0～18歳)・若者(19～39歳)の数は減少傾向にあり、人口に占める割合も徐々に減っています。

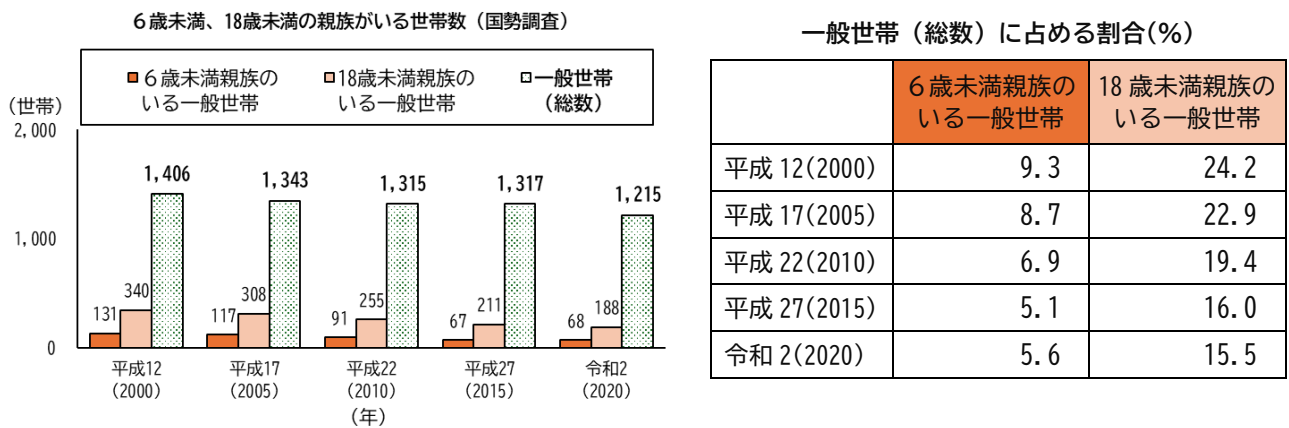


※各年、4月30日時点の人数です。

子育て世帯の数と割合

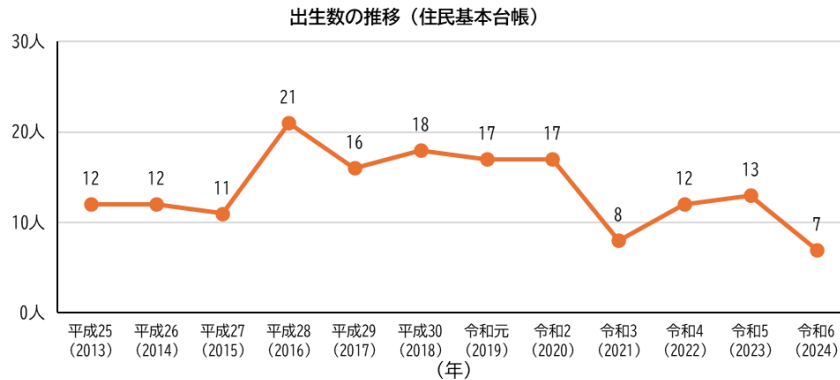
平成12(2000)年からの推移を見ると、6歳未満親族(こども)がいる一般世帯、18歳未満親族(こども)がいる一般世帯は、ともに減少傾向にありますが、6歳未満親族がいる一般世帯数は、平成27(2015)年と令和2(2020)年は、ほぼ同じです。

一般世帯数に占める割合については、一般世帯数も減少しているため、平成27(2015)年からは、6歳未満親族がいる一般世帯は横ばい、18歳未満親族がいる一般世帯は減少が鈍化しています。



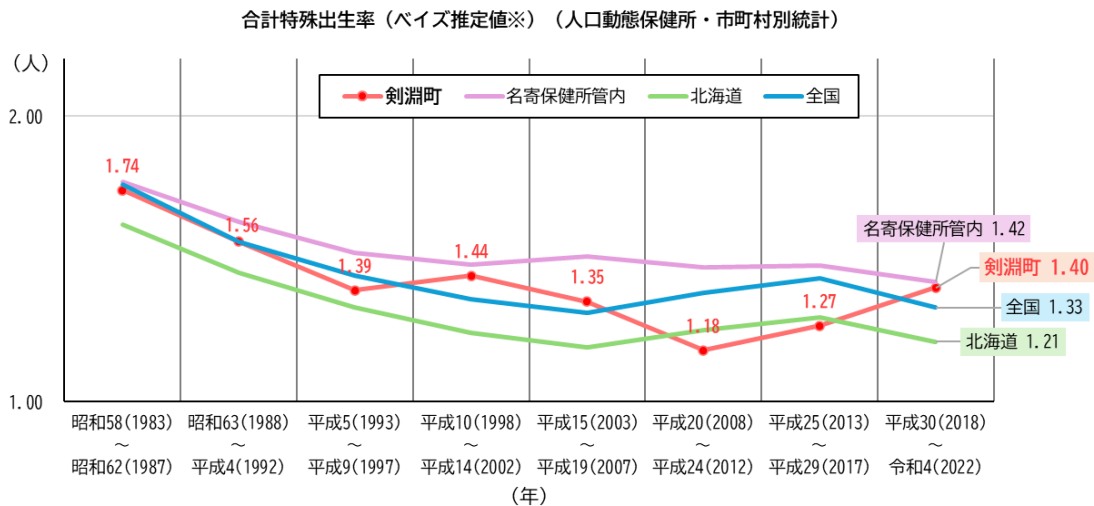
出生数

平成 25 (2013) 年からの推移を見ると、平成 28 (2016) 年に 20 人をこえましたが、その後は 10 人台が続いています。



合計特殊出生率

全国や北海道の平均よりも少ない時期もありましたが、直近の数値は、いずれも上回っています。

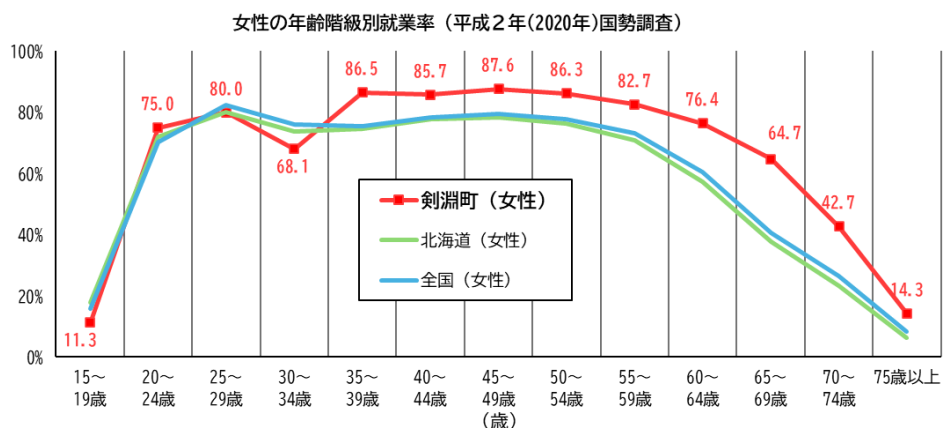


※小地域では、出生数が少ないと合計特殊出生率の数値が大幅に上下し不安定な動きをすることがあるため「ベイズ推定値」で示しています。算出方法は、その地域がある都道府県の出生状況を活用し、これと地域固有の出生数の観測データを総合して推定し、数値を算出しています。

※名寄保健所管内＝士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府町、中川町

女性の年齢階級別就業率

30～34 歳は全国や北海道の平均より低さがめだちますが、35 歳以上はすべて、全国や北海道の平均よりも高い状況です。



本計画は、こどもの幸せや利益を第一に考える『こどもまんなか社会の実現』や、『自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにする』ことをめざしており、『自己肯定感』や『幸福感』がキーワードになっています。

小学生から高校生までを対象に行ったアンケートで、『自己肯定感*¹』や『幸福感*²』と関わりの深い「今の自分が好きだ」「今、幸せだ」の結果を、国の調査結果と比較してみました。

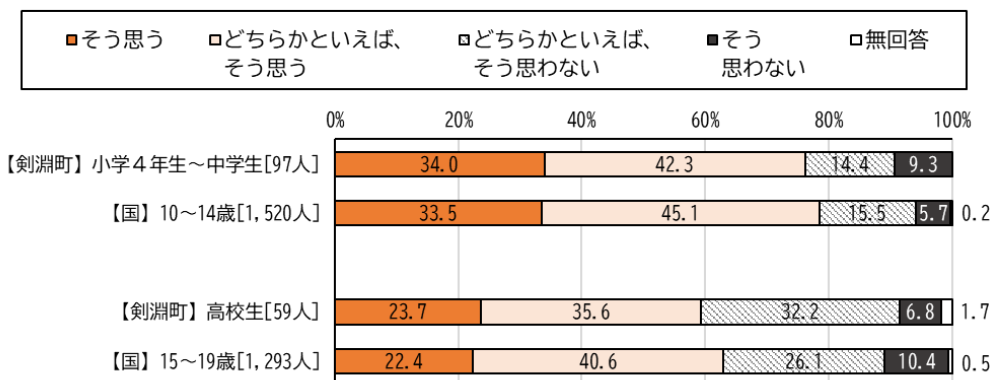
*1 自己肯定感：ここでは、自己に対して肯定的な評価を抱いている状態、自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などです。

*2 自己有用感：ここでは、人の役に立った、人から感謝された、人から認められたという感情です。

こどもの自己肯定感（「今の自分が好きだ」と思うか）

「そう思う」の割合は、国の調査結果*³とほぼ同率です。一方、「どちらかといえば、そう思わない」については、高校生は国の結果よりも高めです。

【小中高アンケート】「今の自分が好きだ」と思うか【国の調査結果との比較】

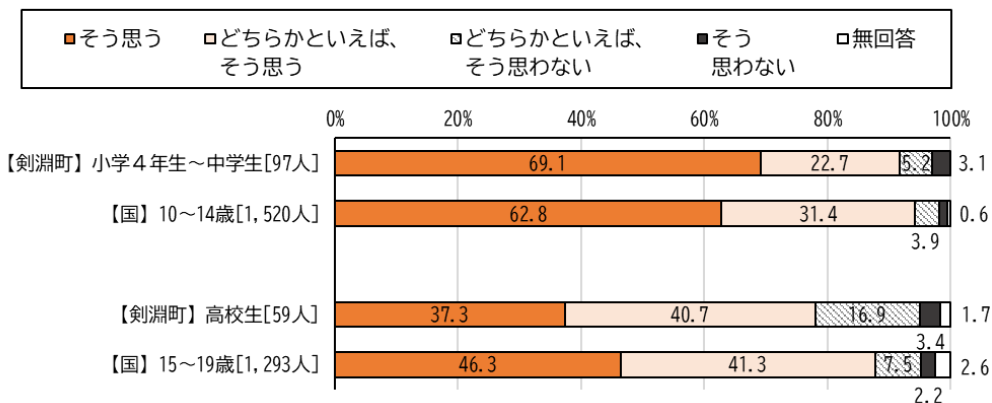


*3 国が全国のこども・若者を対象に令和4年に実施した「子供・若者の意識に関する調査」と比較しています。国は10～14歳、15～19歳の年齢区分で集計しており、町の区分（小学4年生～中学生と高校生）とまったく同じではありません。

こどもの幸福感（「今、幸せだ」と思うか）

小学4年生～中学生は、国の調査結果と比較すると、「そう思う」の割合は高い一方、高校生は低くなっています。

【小中高アンケート】「今、幸せだ」と思うか【国の調査結果との比較】



Ⅱ めざす姿と計画の構成

1 基本理念

国は、今まで以上に、こどもの幸せや利益を第一に考えていくことを「こどもまんなか社会の実現」という言葉で表現し、めざす姿としています。

「こどもまんなか社会」という言葉が生まれた背景には、こどもを取り巻く環境が、決してこどもまんなかではない状況や、こどもの幸福度が比較的低い状況*があります。

*ユニセフの研究所が令和2（2020）年に実施した子どもの幸福度（well-being）について、①精神的幸福度（生活満足度が高い子どもの割合や自殺率）、②身体的健康（子どもの死亡率、過体重・肥満の子どもの割合）、③スキル（読解力・数学分野の学力・社会的スキル）の3つの側面から調査した結果、日本は「②身体的健康」は世界38か国中1位だったものの、「①精神的幸福度」は下から2番目の37位でした。（③スキルは27位）

剣淵町では、絵本の里のまちづくりを進める中で、こどもとの関りが深い取り組みも多く、こどもの声を取り入れたまちづくりや、こどもが参加するまちづくりを行ってきました。

目まぐるしく変化する時代に、こどもや子育てへの支援のあり方を改めて考えるにあたり、こどもの気持ちや声をもっと受け止め、こどもが幸せを感じながらすごせる剣淵町であることが、より一層、求められています。

このようなことから、この計画を進めるうえで共有する基本的な考え（基本理念）を次のように定めます。

こどもの笑顔、地域みんなで育む未来

こどもの笑顔：こどもが幸せに過ごせる町にはこどもの笑顔がある。

地域みんなで育む：地域全体で子育てを応援する。



こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。

めざすものは「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会。

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

「こどもまんなか社会」がすべての世代の幸福を高めることにつながる考え方の流れ

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、

- 心身ともに健やかに成長できる。
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる。
- 夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り拓くことができる。
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を拡げることができる。
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる。
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる。
- 虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる。
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ①こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望がかなう。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ②その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の幸福と持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての世代にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

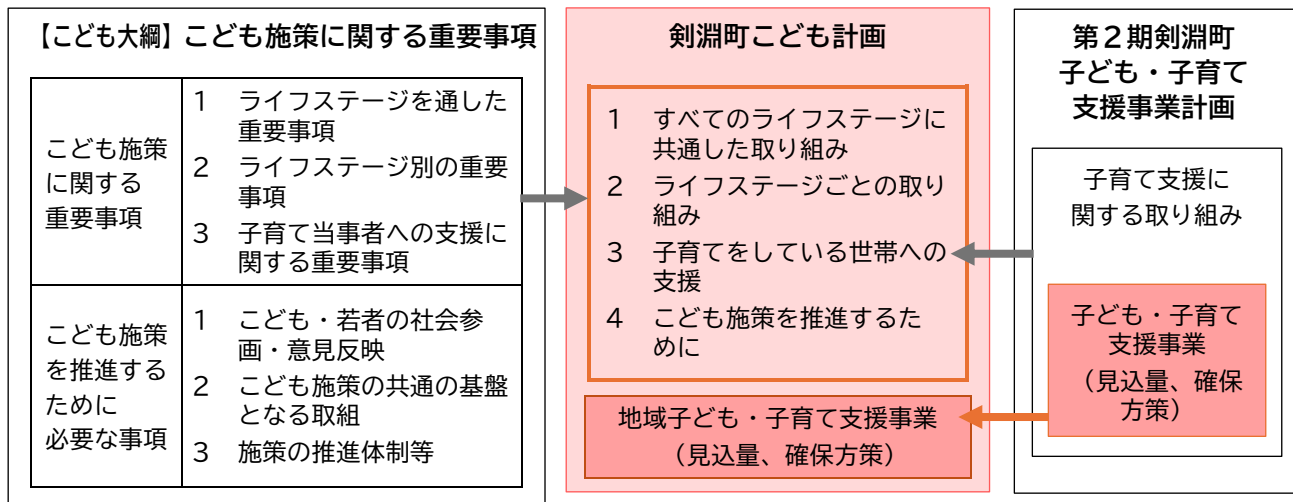
2 計画の構成

本計画は、こども施策編と子ども・子育て支援事業編で構成しています。

こども施策編は、「こども大綱」の『こども施策に関する重要事項』をふまえて、4つの区分で「こども施策」を示し、「こども施策」を進めるための主な事業や取り組みなどを掲載しています。

子ども・子育て支援事業編は、剣淵町における3期目の「子ども・子育て支援事業計画」に該当する部分で、「地域子ども・子育て支援事業」の見込量と確保方策を示しています。

国の「こども大綱」と「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」との関係



本計画の構成

こども施策編	1 ライフステージを通じた取り組み	(1) 権利の尊重の再認識、悩みや困りごとの把握 (2) 基本となる習慣や意識、知識の普及 (3) 利用しやすく、過ごしやすい環境づくり (4) 多様な体験ができる機会の提供 (5) 切れ目のない保健・医療・福祉の提供 (6) 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策 (7) 自殺、犯罪、事故等の防止
	2 ライフステージごとの取り組み	(1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期
	3 子育てをしている世帯への支援	
	4 こども施策を推進するために	
子ども・子育て支援事業編	子ども・子育て支援事業（見込量、確保方策）	

3 施策の体系

基本理念 こどもの笑顔、地域みんなで育む未来

1 すべてのライフステージに共通した取り組み

(1) こどもの権利の再認識、悩みや困りごとの把握

(2) 基本となる習慣や意識、知識の普及

(3) 利用しやすく、過ごしやすい環境づくり

(4) 多様な体験ができる機会の提供

(5) 切れ目のない保健・医療・福祉の提供

(6) 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策

(7) 自殺、犯罪、事故等の防止

こども施策

【1】 こどもの人権を守る大切さを伝え、人権を守る取り組みを進めます

【2】 こどもの悩みごとや困りごとを把握し、解決につなげるように努めます

【3】 食生活をはじめ正しい生活習慣が身につくように促します

【4】 小さい頃から絵本にふれ合う習慣が身につくように促します

【5】 相手を思いやる気持ちの醸成に努めます

【6】 インターネットと上手に付き合う心がけを教えます

【7】 こどもが安全に過ごせる生活環境を維持します

【8】 様々な遊びや体験ができる機会づくり、ものや人と触れ合う機会づくりに努めます

【9】 保健・医療を切れ目なく提供します

【10】 障がいのあるこども等の日常生活を支援します

【11】 貧困、ヤングケアラー、虐待など辛い状況にあるこどもを把握し、必要な支援につなげます

【12】 生命や体を大切にする心を育む教育を進めます

【13】 交通事故や犯罪にこどもが巻き込まれることを未然に防ぎます

【14】 災害時におけるこどもの対処を再確認し備えます

2 ライフステージごとの取り組み

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

【15】 安心して出産できるよう、産前産後を見守り支援します

【16】 こどもの健康を守り、生活習慣病をはじめ疾病を予防します

【17】 保育を通じて、健やかな育ちを支援します

(2) 学童期・思春期

【18】 時代やニーズに応じた教育環境づくりを進めます

【19】 時代やニーズに応じた学校教育の推進に努めます

【20】 自分の居場所と思える場や機会の充実に努めます

【21】 いじめや不登校への対策に努めます

(3) 青年期

【22】 若者の就業や結婚を支援します

【23】 悩みや不安を抱える若者やその家族を支援します

3 子育てをしている世帯への支援

【24】 子育てや教育に関する悩みや不安の解消、心身の負担軽減に努めます

【25】 子育てや教育に関する経済的負担を軽減します

【26】 男女とも仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します

4 こども施策を推進するために

【27】 こどもや若者、子育てを支援する機能を強化します

【28】 こどもの意見を聞く機会をつくり、活動を支援します

【29】 こどもや若者を地域で見守り応援する意識を町全体で高めます

Ⅲ 計画の内容（こども施策編）

「計画の内容」の見方について

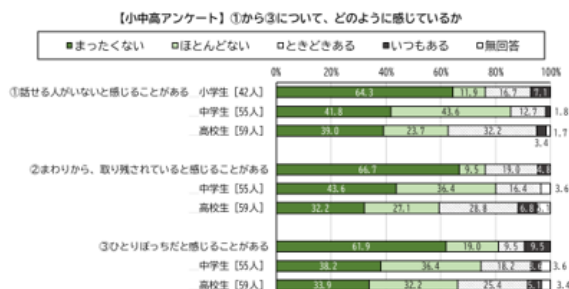
1 すべてのライフステージに共通した取り組み

(1) こどもの権利の再認識、悩みや困りごとの把握

国が掲げる「こどもまんなか社会」は、こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会であり、「こども基本法」の基本理念の1つ目には「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」が示されています。

保育・教育の場などを通じて、これまでも、こどもの人権を大切に、こどもの意志を尊重するよう留意してきましたが、本計画の策定を機に、こどもの人権について改めて考え、尊重する気持ちを高めていく必要があります。

この項目に関する国の考えや取り組み、剣淵町での取り組みなどを示しています。



こどもやその保護者に行ったアンケート結果を用いて説明しているところもあります。

関連する計画など  **教育振興基本計画**

関連する町の計画がある場合は計画名を示しています。

こどもの声

「剣淵町にあってほしいもの」をたずねたところ、「みんなが気がるに遊べる公園」「学校のみんながここに公園に大集合するため、ここに公園以外にも遊具が多くある公園がほしい」などの声がありました。



アンケートやタウンミーティングなどで聞いた「こどもの声」や「子育て世帯の声」を掲載しています。

こども施策【1】 こどもの人権を守る大切さを伝え、人権を守る取り組みを進めます

取り組む内容

- こども基本法やこども計画について町全体に情報発信します。
- こどもの人権について考える広報や機会の提供に努めます。
- こどもの人権が侵害された場合の救済体制を整え、救済方法を広く伝えます。

推進のポイント

- ✓家庭内だけでなく、学校や地域社会においても「こどもの人権」を重視し、対応していくよう、意識を普及させ行動を促す。
- ✓こどもを取り巻く「大人」には、「人権」は人間としての権利であり、大人だけでなく、こどもも保障されることを伝える。
- ✓「人権」の意味や考え方が分からない小さなこどもでも「権利」があることを伝える。

こども施策を1行～2行で示しています。

こども施策の取り組み内容を「○」で、進めるときに留意することを「✓」で、それぞれ示しています。



ひとくちメモ『こどもの人権』

「子どもの権利条約」では、「生命、生存および発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」「差別の禁止」の4つが原則となっています。

聞きなれない言葉や制度にはペンマーク  をつけ、解説しています。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・こどもの人権に関する広報（出張講座などの実施）【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・こどもがすぐに救済を求められる場所や人の確保と周知【保育所】
- ・保育所や学童保育所での人権教室の開催【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・保育所や学校での花苗の植栽を通じた人権普及活動【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・子どもの人権相談カードの配布【教育課（学校教育係）】

「こども施策」を実際に進める事業や具体的な取り組みを示しています。毎年見直し、追加修正する部分ですので「主な」としています。

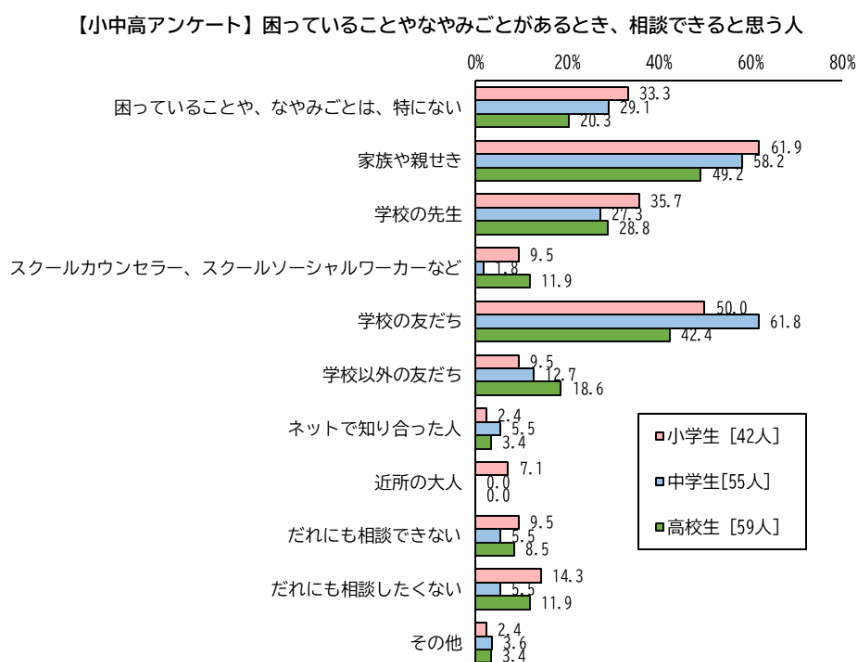
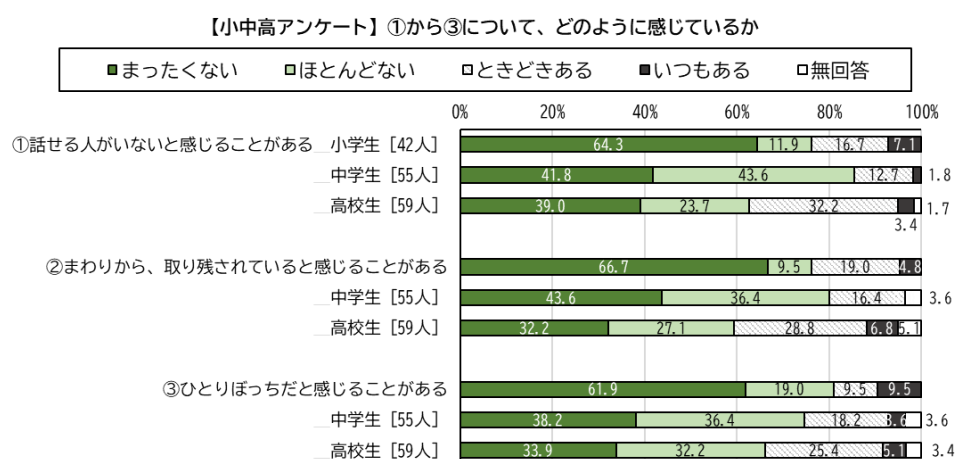
1 すべてのライフステージに共通した取り組み

(1) こどもの権利の再認識、悩みや困りごとの把握

国が掲げる「こどもまんなか社会」は、こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会であり、「こども基本法」の基本理念の1つ目には「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」が示されています。

保育・教育の場などを通じて、これまでも、こどもの人権を大切に、こどもの意志を尊重するよう留意してきましたが、本計画の策定を機に、こどもの人権について改めて考え、尊重する気持ちを高めていく必要があります。

また、こどもが幸せに生活するためには、悩みごとや困りごとをできるだけ解消していくことが重要です。アンケートによると、話せる人がいないと感じたり、孤独を感じたりすることが「まったくない」という回答は、年代が高くなるにつれて減っています。また、困っていることや悩みごとをだれにも相談できない、相談したくないという割合は、年代を問わず一定数います。様々な悩みごとや困りごとにも、話を聞いたり、解決につなげたりすることが必要です。



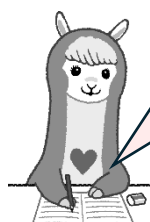
こども施策【1】こどもの人権を守る大切さを伝え、人権を守る取り組みを進めます

取り組む内容

- こども基本法やこども計画について町全体に情報発信します。
- こどもの人権について考える広報や機会の提供に努めます。
- こどもの人権が侵害された場合の救済体制を整え、救済方法を広く伝えます。

推進のポイント

- ✓家庭内だけでなく、学校や地域社会においても「こどもの人権」を重視し、対応していくよう、意識を普及させ行動を促す。
- ✓こどもを取り巻く「大人」には、「人権」は人間としての権利であり、大人だけでなく、こどもも保障されることを伝える。
- ✓「人権」の意味や考え方が分からない小さなこどもでも「権利」があることを伝える。
- ✓いじめや虐待、体罰などを受けることは、自分の人権が侵害されることで、助けを求めるべきであることを伝える。



ひとくちメモ『こどもの人権』

「子どもの権利条約」では、「生命、生存および発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」「差別の禁止」の4つが原則となっています。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ こどもの人権に関する広報（出張講座などの実施）【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・ こどもがすぐに救済を求められる場所や人の確保と周知【保育所】
- ・ 保育所や学童保育所での人権教室の開催【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・ 保育所や学校での花苗の植栽を通した人権普及活動【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・ 子どもの人権相談カードの配布【教育課（学校教育係）】

こども施策【2】こどもの悩みごとや困りごとを把握し、解決につなげるように努めます

取り組む内容

- こどもが悩みや不安がある時、相談しやすい環境づくりを進めます。
- こども・若者の自殺を防ぐ調査や取り組みを進めます。
- こどもの SOS サインや相談を受けた際、迅速に対応し支援につなげます。
- こどもに心の危機を相談できる、様々な相談窓口があることを伝えます。

推進のポイント

- ✓子どもが悩みを抱えたときに、助けを求めやすく、大人が子どもの SOS に素早く気づくことができる環境をつくる。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ 悩み事相談窓口の周知（SNSの利用など）【教育課（学校教育係）】



親子関係や子育てに悩んだ時、こどもや保護者がLINEで相談できる全国共通の窓口を案内するカード

(2) 基本となる習慣や意識、知識の普及

「こども大綱」には、こどもが健やかに成長していくために、小さな頃から身に付けることが望ましい習慣として、基本的な生活習慣や読書習慣を身に付けることの重要性  が示されています。

国はこれまで、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などを生活習慣の基本とするために「早寝早起き朝ごはん」の定着を進めており、本町においても、家庭での実践を勧めるとともに保育、教育の場で推進しています。

食育については、栄養の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満・思春期におけるやせの増加など、こどもの食をめぐる問題は多様化、深刻化するなか、各種健診や相談時に食事や栄養に関するアドバイスを行っているほか、離乳食講習会の開催、保育所や学校の給食などを通して、正しい食習慣を身につけるよう努めています。また、農業が主要な産業である本町では、地元の食材を給食に利用したり、こどもたちで野菜を育てたり、高校で農作物を栽培し給食での利用や販売を行うなど、食への関心や食を大切にする気持ちを育むようにしています。

また、絵本の里づくりを進めている本町では、絵本の贈呈や絵本の読み聞かせやおはなし会など、小さい頃から絵本にふれ合う機会を大切にした取り組みを行っているほか、学校図書室の図書の充実や環境の改善により、こどもの読書活動を推進しています。

今後も家庭や地域、保育や教育の場などを通じて、こどもが成長するうえで基本となる習慣や意識を身に付けるよう努めていくことが必要です。

そのほか、思いやりの心や、情報社会の中で上手に生きていくために必要な考え方を持つことも重要であり、小さな頃から身に付くように取り組んでいくことが必要です。

関連する計画など  **教育振興基本計画**



ひとくちメモ 『基本的な生活習慣や読書習慣を身に付けることの重要性』

「こども大綱」には「学校給食の普及・充実や家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する」「こどもの読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する」とあります。



こども施策【3】食生活をはじめ正しい生活習慣が身につくように促します

取り組む内容

- こどもの発育・発達に合わせた食育を推進します。
- 「早寝早起き朝ごはん」が家庭で実践されるよう、促進します。
- こどもも、こどもの親も、正しい食習慣を身につけるよう努めます。

推進のポイント

- ✓食生活の大切さとともに、食べ物を育てたり食べたりする中で、食の大切さも伝える。
- ✓剣淵町の主な産業である農業についての理解も深まるように伝える。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・食事指導（箸の使い方、食事マナー、クッキング体験など）の実施【保育所】
- ・栄養教諭による食育学習【教育課（学校教育係）】
- ・学校給食での地場産物使用の促進【教育課（学校教育係）】
- ・農作物の生産、販売など【剣淵高校】
- ・妊婦交流会、離乳食教室での栄養講話【健康福祉課（保健グループ）】
- ・乳幼児健診、育児相談会での栄養相談【健康福祉課（保健グループ）】

こども施策【4】小さい頃から絵本にふれ合う習慣が身につくように促します

取り組む内容

- 「子ども読書推進プラン」に基づき、学校、家庭、地域及び絵本の館や関係団体が連携して、絵本巡回文庫、絵本作家による授業、絵本読み聞かせ会、朝読書、家読などを推進します。

推進のポイント

- ✓小さい頃から本に親しみ、読書をする習慣が身につくように促す

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・小・中学校でのブックトーク【教育課（子ども支援係）】
- ・読書記録通帳等の活用、学校図書館への司書派遣など【絵本の館】
- ・絵本づくり【剣淵高校】
- ・手づくり絵本コンクールへの参加【剣淵高校】



こども施策【5】相手を思いやる気持ちの醸成に努めます

取り組む内容

○多様性への理解を深める教育を通して、相手を思いやる気持ちを育むよう努めます。

推進のポイント

- ✓一人一人の考えや価値観が多様であり、決めつけず、お互いに理解し合うことの大切さを伝える。
- ✓無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス ）をこどもに持たせないことに加え、大人の意識を改めるよう促す。



ひとくちメモ 『アンコンシャス・バイアス』

「男性は○○であるべきだ」「女性は○○が当たり前」というような、これまでの経験や見聞きしてきたことなどから生み出される偏見のことです。こどもの頃の環境や教育で受け付けられることも多いと言われます。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ こどもに向けた人権に関する啓発活動【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・ アイコンシャスバイアスの解消に向けた情報発信や研修【総務課】

こども施策【6】インターネットと上手に付き合う心がけを教えます

取り組む内容

○インターネットやスマートフォンなどを使いこなす能力（ICTリテラシー）のほかに、インターネットを通じて事件やトラブルに巻き込まれないための心がけ、依存症にならないことなどを伝えます。→こども施策【13】とも関連

推進のポイント

- ✓インターネットの便利さだけでなく、怖さや健康への影響なども伝える。
- ✓インターネットの世界でも、守らなければならない法律やルール、人と人との付き合い方でのマナーやモラルを守ることを伝える。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ SNSモラル教室の実施【教育課（学校教育係）】
- ・ 情報に関する教室の実施【剣淵高校】
- ・ インターネットの正しい利用を呼びかける広報（町公式LINE、広報紙の活用）【総務課】

(3) 利用しやすく、過ごしやすい環境づくり

こどもが安全に生活するには、日常生活の場が安全で、安心して過ごせる環境であることが重要です。

こどもやこども連れの方が遊ぶ場としては、「絵本の館」のほか、こどもが遊べる遊具がある「にこに公園」、絵本と木の砂場のコーナーがある道の駅などがあります。「にこに公園」という名前を当時の小学生に名付けてもらうなど、こどもの意見を聞くように努めていますが、遊具の充実をはじめこどもが安全に遊べる場所を増やすことを求める声もあり、できるだけ対応していく必要があります。

また、公園だけでなく、道路や公共施設、公共交通なども、こどもも含め、だれもが安全に利用できるように整備や維持管理に努めることが重要です。

こども連れの方が利用することをふまえた環境整備としては、道の駅に 24 時間利用可能な授乳室や駐車場に屋根付き優先駐車スペースを設置しています。町内にあるこれらの設備について、情報を広く伝えることも重要です。

こどもの声

アンケートで「剣淵町にあってほしいもの」をたずねたところ、「みんなが気がるに遊べる公園」「学校みんながにこに公園に大集合するため、にこに公園以外にも遊具が多くある公園がほしい」などの声がありました。また、タウンミーティングでは、車が多いときとめる場所に困ったり風で倒れたりするので、テニスコート、体育館、学校などに駐輪場をつくってほしいという声もありました。



こども施策【7】こどもが安全に過ごせる生活環境を維持します

取り組む内容

○公園などこどもが安全に遊べる場所を維持します。

○町内の公共施設や道路、公共交通などが、こどもやこども連れの方が安全で利用しやすい環境であるよう、整備や維持に努めます。

推進のポイント

✓公園の整備にあたっては、こどもの意見も聞いて進める。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・「絵本の里けんぶち子育てハンドブック」の改編（おもちゃ交換台、授乳室の設置施設マップ作成）【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・教育委員会、学校、警察、道路管理者等で連携し、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検、PDCAサイクルに基づいた対策の改善【教育課（学校教育係）】
- ・道の駅広場の遊具の整備【建設課】
- ・通学路の舗装や防護柵の維持管理、注意標識の設置、公共施設や公共交通の案内看板の充実【建設課】
- ・道路河川愛護事業（地域住民が主体となって行う、草刈り、ごみ拾い、側溝清掃、河川の浚渫など）【建設課】

(4) 多様な体験ができる機会の提供

こどもにとって遊びや体験活動は、健やかな成長の原点であり、様々な体験ができる機会を保障することの重要性が「こども大綱」でも指摘されています。

本町では、子育て支援センターや保育所、学校で、こどもが体験できる様々な機会を設けているほか、小中学校では、保護者と地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」(コミュニティ・スクール)による行事、地域の方々が学校の活動を支援していく地域学校協働活動などが行われています。地域の特色ある活動としては、絵本の里らしい教育活動や、野菜づくりを通じた世代の異なるこどもたちの交流、こどもたちが協働のまちづくりの一員として花植えに参加する活動などがあります。

今後も、こどもの年齢や発達に応じて、地域の自然や文化、人材などを生かしながら、こどもたちに、いろいろな体験ができる機会をつくっていくことが重要です。

こども施策【8】様々な遊びや体験ができる機会づくり、ものや人と触れ合う機会づくりに努めます

取り組む内容

- こどもが自然や農業などに親しむ機会づくりに努めます。
- 芸術や文化、創作活動などに親しむ機会づくりに努めます。
- 世代が異なる人や町外の人と交流する機会づくりに努めます。

推進のポイント

- ✓住民や農業関係者など、様々な立場の方から協力を得ながら体験の機会をつくる。
- ✓こどもと大人の交流のほか、年代の異なるこども同士の交流機会もつくる。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・体操教室(3歳児以上対象)の開催【保育所】
- ・陶芸教室など他機関と連携した月齢に合った製作・体験活動の実施【保育所】【教育課(こども支援係)】
- ・ちびっ子遊びタイム(乳幼児の親子を対象に子育て支援センターと連携して様々な遊びや体験を行う)【保育所】
- ・保育所と高校生による菜園活動【保育所】【剣淵高校】
- ・学校における自然体験活動の実施【教育課(学校教育係)】
- ・保育所、小中学校等での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供【保育所】【教育課(社会教育係)】
- ・町民文化祭への出展【教育課(学校教育係)】
- ・さぬき市・剣淵町児童交流事業の実施【教育課(社会教育係)】
- ・花フェスタへの参加【剣淵高校】
- ・カヌー体験【剣淵高校】
- ・宿泊研修の実施【剣淵高校】

(5) 切れ目のない保健・医療・福祉の提供

こどもの健康を見守るためには、成長段階に応じた健康診査や保健指導とともに、小児医療体制の確保が重要です。町内では、町立診療所において、こどもを対象とした診察や予防接種などの保健活動を行っていますが、今後も、診療所における小児医療の充実、時間外や休日診療、緊急医療体制については近隣医療機関と連携していく必要があります。

また、成長段階で途切れることなく、切れ目のない保健・医療を提供していくには、保健・医療情報を積極的に利活用していく必要があります。母子保健や医療分野における DX*が進む中、電子版母子健康手帳の普及、健康や診療情報に関するデータの共有、医療分野におけるデジタル化の推進など、保健・医療情報を積極的に活用し、保健・医療サービスをより効果的に提供できるようにすることも重要です。

障がいのあるこどもの家庭では、子育てに関する悩みや不安はより深いことをふまえ、支援を行うことが大切です。本町では、新生児訪問や健診等を通じて早期発見に努めているほか、児童相談所や医療機関、こども通園センターなど町外の各関係機関と連携し、相談支援、指導などを行い、悩みや不安の軽減に努めています。今後も一人一人に応じた適切な相談、支援、指導を行っていくことが必要です。

保育所や学童保育所、小中学校では、障がいを抱えている子を受け入れるための人員配置や環境整備を適宜行っています。障がいを抱えているこどもと障がいのないこどもがともに学び、ともに育つ「インクルーシブ保育・教育」の推進が求められているなか、今後も環境を適宜整えていくことが必要です。

*DXとはデジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術とデータの活用が進むことで、社会・産業・生活のあり方が大きく変わることです。

子育て世帯の声

アンケートで子育てしやすいまちに重要なことを尋ねたところ、乳幼児の遊び場(公園など)の整備」の次に多かったのは「小児医療体制の充実」です。



関連する計画など



障がい児福祉計画

こども施策【9】保健・医療を切れ目なく提供します

取り組む内容

- 近隣医療機関との連携による小児医療を安心して受けられる体制づくりに努めます。
- 母子保健をはじめこどもの健康や医療に関する情報を活用し、切れ目のない支援に努めます。
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者、医療的ケアが必要なこどもと家族を支援します。

推進のポイント

- ✓成長段階で、支援やサービス提供の切れ目や谷間ができないようにする。
- ✓負担軽減や便利さの向上のために、母子保健 DX、医療 DX を積極的に推進する。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・電子母子手帳標準化に向けた導入の検討【健康福祉課（保健グループ）】
- ・北海道小児救急電話相談事業*の周知【健康福祉課（保健グループ）】
- ・近隣医療機関との連携【診療所】

*夜間にこどもの急な病気やけがなどが発生した際、専任の看護師や医師から症状に応じた適切な助言を受けられる「北海道小児救急電話相談事業」を実施しています。（短縮ダイヤル #8000 または 011-232-1599）

こども施策【10】障がいのあるこども等の日常生活を支援します

取り組む内容

- 新生児訪問や健診等を通じて障がいの早期発見に努めます。
- 保育所や学校、町外の関係機関と連携し障がいの早期発見・早期支援に努め、適切な支援やサービス利用につなげていきます。
- インクルーシブ保育・教育を推進するために、保育所や小中学校、学童保育所で、適宜障がい児の受け入れ環境づくりに努めます。

推進のポイント

- ✓医療的ケア児の受入れなど町内のみで受入れや環境を整えることが難しい場合は、町外の機関と連携し、適宜対応していく。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・インクルーシブ保育が可能な環境の整備【保育所】
- ・のぞみ園や療育センターが実施する巡回支援の活用【保育所】
- ・旭川聾学校乳幼児相談室との連携（新生児聴覚検査後、対象者がいた場合の対応など）【健康福祉課（保健グループ）】
- ・障がい児福祉計画による支援体制の整備【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・こども通園センターや放課後デイサービスの利用にかかる交通費の助成【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・障がい者支援施設との連携、協力【剣淵高校】
- ・パートナーティーチャー派遣事業*の活用【剣淵高校】
- ・児童相談所による巡回相談との連携【健康福祉課（保健グループ）】
- ・のぞみ園との連携【健康福祉課（保健グループ）】
- ・道立特別支援教育センターによる巡回教育相談との連携【健康福祉課（保健グループ）】【教育課（学校教育係）】
- ・新生児訪問、乳幼児健診の実施【健康福祉課（保健グループ）】

*道立特別支援学校の教員を小学校等に派遣し、担任教員等に学習指導の進め方や個別の指導計画や教育支援計画の作成などを支援する北海道の事業です。

(6) 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策

相対的に貧困の状況  にあるこどもの割合(17歳以下)は11.5%で、約9人に1人が貧困状態にある*ともいわれており、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」にもとづき、こどもの貧困解決に向けた取り組みが進められています。

本町においても、「経済的な理由で、こどもが希望する教育活動やスポーツ・文化活動をあきらめたり変更したりした」という子育て世帯の声や、「お金のことを心配しないで学びたいことを学べるようにしてほしい」というこどもの声があることをふまえ、経済的な理由で、こどもが学びや体験の機会を得られなかったり、将来に向けた選択肢が狭められたりしないように努めていくことが必要です。

*令和3(2021)年の厚生労働省の「国民生活基礎調査」より



ひとくちメモ 『相対的に貧困の状況』

相対的な貧困とは「家がない」「食べる物が無い」という「絶対的な貧困」ではなく、現在の日本の経済や生活の水準において大多数の世帯に比べて貧しい状態のことです。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもを「ヤングケアラー(若者ケアラー)」  と言います。こどもの身体面・精神面に過度の負担がかかり、学業や交友関係、今後の進路に影響が出てしまう場合があるため、国や自治体が各種支援に努めるべき対象としています。

本町では、こどもを対象に行ったアンケートによると、年下のきょうだいの世話を手伝っているという回答はあったものの、ヤングケアラーに至っている状況は見られませんでした。家族の世話や介護などで悩みを抱えていたり、孤立していたりするこどもや若者がいないか把握し、必要な支援につなげていくことが必要です。



ひとくちメモ 『ヤングケアラー(若者ケアラー)』

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこどもを「ヤングケアラー」、18歳～おおむね30歳代までの若者を「若者ケアラー」と言います。子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

虐待については、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みが虐待につながることをふまえ、産前産後ケアなどを通じて保護者の悩みや不安を解消し虐待を未然に防ぐことに努めています。

全国の児童相談所の相談対応件数は増加傾向にある中、虐待のサインを少しでも感じたら、ためらわず連絡することが求められており、本町においても、虐待が発生していないか地域で見守り、発生時には迅速に対応していくことが必要です。

こども施策【11】 貧困、ヤングケアラー、虐待など辛い状況にあるこどもを把握し、必要な支援につなげます

取り組む内容

- 貧困、ヤングケアラー、虐待など辛い状況にあるこどもに相談窓口や支援制度を知らせ、相談や制度の利用を促します。
- 貧困によるこどもや保護者の悩みを把握し、適切な対応に努めます。
- ヤングケアラーであるこどもやその家庭が必要な支援を得られるようにします。
- 虐待の疑いがある場合、速やかな保護対策を行います。
- 社会的養護  を必要とするこどもを把握し、必要な支援につなげます。

推進のポイント

- ✓こどもに接する機会の多い人たち、相談を受ける人たちを通じて、こどもたちの状況を把握する。
- ✓要保護児童対策地域協議会（要対協）における連携を深め、支援する。



ひとくちメモ 『社会的養護』

社会的養護とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

要保護児童対策地域協議会（要対協）は、社会的養護と必要とするこども（と保護者）の支援を検討する組織です。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ヤングケアラーの相談窓口の周知（こども家庭センターの案内、北海道の窓口の案内）【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）導入の検討【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）による代表者会議・個別ケース検討会議の開催【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・教育相談室の設置【教育課（学校教育係）】
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置【教育課（学校教育係）】
- ・義務教育段階の就学援助が必要な世帯への周知・広報【教育課（子ども支援係）】
- ・ヤングケアラー相談体制づくり、教職員への啓発【剣淵高校】
- ・各種検定料、通学費の補助【教育課（学校教育係）】【剣淵高校】
- ・寮費の減免【剣淵高校】
- ・就学支援金制度、修学支援制度、就学給付金制度の周知【剣淵高校】
- ・ハローワークからの求人情報の提供、町内の就業先の紹介【町づくり観光課】

(7) 自殺、犯罪、事故等の防止

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっているなか、国は、こども・若者の自殺対策  を推進・強化しており、悩みを抱えるこども・若者が相談できるように、電話や SNS の相談窓口を増やしています。

本町では、学校に教育相談室の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職を派遣し、児童生徒の悩みや困りごとを聞き、問題解決に努めているほか、生命の尊さや大切さについて伝える教育などを行っています。今後も学校と連携し、こどもからの SOS サインや相談に迅速に対応できるように努めるとともに、自殺予防につながる正しい知識や、悩みを抱えた時に相談できる窓口について広く伝えることが必要です。



ひとくちメモ 『こども・若者の自殺対策』

「自殺総合対策大綱」では、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることが示され、その後に取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」で、こどもの自殺対策を推進していくこととしています。

交通事故や事件にこどもが巻き込まれる危険に加え、近年は、災害で被害を受けたり、インターネットによる犯罪に巻き込まれるこどもも増えています。また、自転車事故やインターネット犯罪では、こどもが加害者になるケースも見られます。

本町では学校で交通安全や防犯への意識を高める教室を開催しているほか、通学の見守りや通学路の点検、降雪時の通学路の確保などを通じて、こどもの安全を守る取り組みを行っています。一方、こどもからは、徒歩や自転車で道路を利用することも多いことから、歩道や街灯の整備を求める声もあります。今後も住民や関係機関と連携し、こどもたちが犯罪や事故にあうことを自ら未然に防ぐ意識を高めていくとともに、発生を未然に防ぐ環境づくりにも努めることが必要です。

また、災害が全国各地で発生する今日、妊娠婦や乳幼児を含め、こどもが避難生活を送る際、必要な配慮や環境づくりに努めることが重視されており、本町においても、日頃から対策を講じておくことが必要です。

こどもの声

アンケートやタウンミーティングでは、「部活や塾の帰りが暗いので街灯を増やしてほしい」「家の周りが暗いから街灯を増やしてほしい」「街灯を増やして剣淵の町を明るくしてほしい」などの声がありました。



関連する計画など



地域福祉計画、地域防災計画

こども施策【12】生命や体を大切にすることを育む教育を進めます

取り組む内容

○命を大切にすることを育む道徳教育を行います。

○生命を大切にすることを考え、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命（いのち）の安全教育」を行います。

推進のポイント

✓自身と他者、どちらの命も大切にすることを育まれるようにする。

✓性暴力に巻き込まれるケースが増えるなか、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を行う。



ひとくちメモ 『生命（いのち）の安全教育』

「こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、発達の段階に応じて行う教育です。」

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ 夏休みの集中的自殺予防の啓発活動【教育課（学校教育係）】
- ・ 小・中・高等学校で、こどもの発達の段階に応じた性に関する学習【教育課（学校教育係）】
- ・ 中学校で助産師による命の授業（生命の誕生について理解を深め、性に関する正しい知識を身につけさせるとともに、自他を思いやる心や生命を尊重する心を育てる）【教育課（子ども支援係）】
- ・ いのちを大切に作る教室【剣淵高校】
- ・ 性に関する教室、講演会【剣淵高校】

こども施策【13】交通事故や犯罪にこどもが巻き込まれることを未然に防ぎます

取り組む内容

○体験・実践を通して、安全教育を行います。

○こどもがよく利用する施設や、よく通る道路の安全確保に努めます。

○インターネットを通じた犯罪、人権侵害からこどもを守ります。➡こども施策【6】とも関連

○こどもの非行を防止するとともに、立ち直りを支援します。

推進のポイント

✓こどもの事故等につながった情報は、町で共有し、防止に役立てる。

✓インターネットの怖さ、犯罪につながりやすいことなどを教える。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ 社会を明るくする運動の推進と地域連携【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・ 性犯罪被害対策や防犯対策に関する啓発活動【教育課（学校教育係）】
- ・ こども 110 番の家の設置【教育課（学校教育係）】
- ・ 通学路等の安全な通行を確保する道路交通環境の整備（学校、教育委員会、警察、道路管理者等が連携し、ハード・ソフトの両面から推進）【教育課（学校教育係）】
- ・ 青少年健全育成標語コンクールの実施【教育課（子ども支援係）】
- ・ 警察との連携による防犯・交通安全教室【剣淵高校】
- ・ インターネットなどの情報に関する教室【剣淵高校】
- ・ 安全指導（農業・体育）【剣淵高校】
- ・ 防犯カメラや監視カメラの設置【建設課】
- ・ 通学路沿道の登下校時の交通安全指導、見守り（交通安全推進協議会事業）【住民課】
- ・ 防犯野球大会（健全な青少年の育成を図るために開催）【住民課】

こども施策【14】災害時におけるこどもの対処を再確認し備えます

取り組む内容

○自然災害への対応力がこどもの頃から身につくようにします。

○災害が発生した際、被災したこどもの居場所の確保、妊産婦や乳幼児等の心身の健康に関する相談支援などが行えるよう備えます。

推進のポイント

✓災害時には、妊産婦、乳幼児、こどもも避難・滞在することをふまえ、避難所の環境を考えておく。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・学校での防災教室【教育課（学校教育係）】
- ・学校での避難訓練【教育課（学校教育係）】【剣淵高校】



2 ライフステージごとの取り組み

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

生涯にわたり、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を高めていくには、幼児期まではとても大事な時期  であることをふまえ、母子の健康支援や保育などを通じて、一人一人が健やかに育つことができるよう支援することが必要です。



ひとくちメモ 『ウェルビーイングを高めていくには、幼児期まではとても大事な時期』

「こどもの誕生前から幼児期までは生涯にわたるウェルビーイングの向上に最重要である一方、児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳で、誕生・就園・就学の前後や家庭・園・関係機関・地域等の間に切れ目が多い時期である中、国は「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を策定し、母親の妊娠期から幼保小接続の時期(5歳児～小1)までの『はじめの100か月』を包括的に支援すると示しています。

本町では、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通して、母子が健康な状態で過ごすことができるよう、関係する課や機関が連携して、母子の健康管理の支援に努めています。また、各種健診や相談の際に食事や栄養に関するアドバイスを行っているほか、離乳食講習会を開催し、スムーズに離乳食が始められるよう離乳食の基本を確認しています。

今後も、身体 の健康維持と子育てへの不安解消をめざし、心身ともに健やかな状態で子育てができるよう支援していくことが必要です。

本町では、剣淵町保育所において、小学校就学前の児童の教育・保育を提供しています。未入所児も一時的に保育が必要となった際には、一時保育*を行っています。利用者が安心してこどもを預けることができるよう、保育士等の資質・専門性の向上に努めながら、のびのびと過ごせる環境づくりや多様化する保育ニーズへの対応に努めることが必要です。

*一時保育の取り組みについては「3 子育てをしている世帯への支援」に記載しています。



こども施策【15】安心して出産できるよう、産前産後を見守り支援します

取り組む内容

- 不妊に悩む夫婦への支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識を伝え、相談に応じます。
- 妊婦さんが心身の安定を保ちながら安心して出産できるよう、産前産後を見守り支援します（戸別訪問/新生児全戸訪問）。

推進のポイント

- ✓母子手帳の交付から出産、育児を通じて切れ目なく支援する。
- ✓支援が必要な母児を早期に把握し、速やかに対応することで、育児不安等による産後うつや虐待などを予防する。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・不妊治療交通費、先進不妊治療費助成【健康福祉課（保健グループ）】
- ・妊産婦健診費、交通費助成【健康福祉課（保健グループ）】
- ・妊産婦保健指導の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・妊婦交流会の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・妊婦エントリーネットワーク*への登録【健康福祉課（保健グループ）】【消防署】
- ・妊婦等包括相談支援事業の実施【健康福祉課（こども家庭グループ）】【健康福祉課（保健グループ）】
- ・産後ケア事業の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・新生児全戸訪問の実施【健康福祉課（保健グループ）】

*妊婦が、かかりつけ医療機関名や母体等の情報を事前に消防署に提供することで、妊婦に緊急事態が発生し救急車を利用する時に、119番通報・かかりつけ医療機関との連絡に要する時間が短縮され、出産の不安軽減を図ることができる制度です。

こども施策【16】こどもの健康を守り、生活習慣病をはじめ疾病を予防します

取り組む内容

- こどもの成長に応じて健診を行い、親子の健康づくりを応援します。
- こどもの生活習慣病や虫歯を予防します。

推進のポイント

- ✓生活習慣病は大人だけではなく、こどもにも見られる。乳幼児の頃からよい生活習慣が身につくよう促していく。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・保育所（5歳児）、小学校でのフッ化物洗口の実施【保育所】【教育課（学校教育係）】
- ・新生児聴覚検査の実施、マスキング検査の導入検討【健康福祉課（保健グループ）】
- ・乳幼児健診の実施（乳児、1歳6か月児、3歳児、4歳6か月児）【健康福祉課（保健グループ）】
- ・股関節脱臼検診の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・各種予防接種の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・育児相談会の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・フッ化物塗布事業の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・乳幼児歯科指導の実施【健康福祉課（保健グループ）】
- ・児童生徒生活習慣病予防健診との連携【健康福祉課（保健グループ）】【教育課（学校教育係）】

こども施策【17】保育を通じて、健やかな育ちを支援します

取り組む内容

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」をめざした保育を行います。
- 保育所の人員体制や環境の充実に努めます。
- 保育所で今行われているサービスの充実に努めるとともに、保育ニーズをふまへ必要に応じて新たなサービスを検討します。
- 特別な配慮が必要なこどもを支援します。
- 保育を支える人たちの処遇改善や負担軽減に努めます。

推進のポイント

- ✓保育と小学校教育がより円滑に接続する。
- ✓保育を支える人たちの処遇改善や負担軽減に努める。



ひとくちメモ 『幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」』

幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」とは、「保育所保育指針」に追記された項目で、幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿や能力を、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域をもとに10個の視点(①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活と関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧量・図形、文字等への関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現)からまとめたものです。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・未就園児の状況確認【保育所】
- ・欠席連絡や文書の配信のデジタル化【保育所】
- ・保育を支える人たちへの研修、負担軽減や処遇改善(保育ICTの導入、複数担任制の継続など)【保育所】
- ・保育所の魅力発信(職業体験授業の受け入れ)【保育所】
- ・環境整備に向けた園庭遊具の導入検討【保育所】



(2) 学童期・思春期

小学生から高校生世代にあたる学童期・思春期は、心身ともに成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期とされています。中でも、こどもの幸福感を高めるには、ありのままの自分を肯定する「自己肯定感」が高いことが重要とされています。

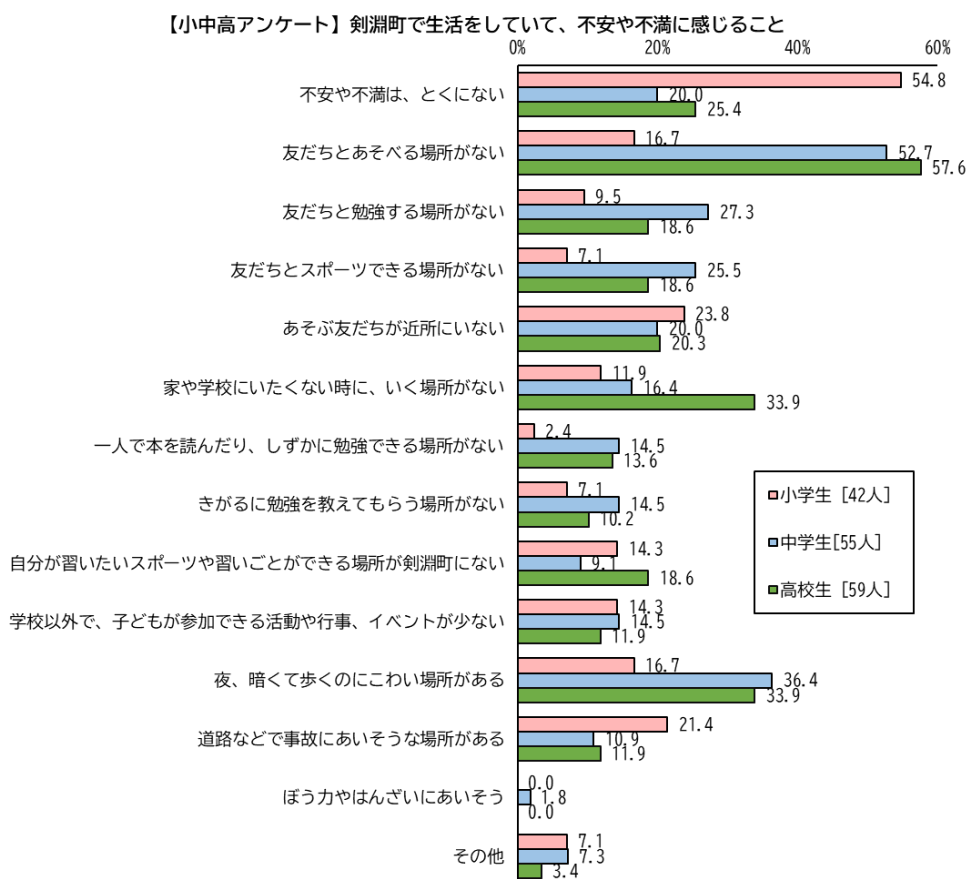
小学生から高校生までを対象に行ったアンケートで「今の自分が好き」かどうかを尋ねると、国の調査結果と同様に、年代が高まるにつれて「そう思う」の割合が低くなっており(7ページ参照)、年齢に関わらず、自己肯定感が高い状態でいられるように育み、支援していくことが重要です。

こどもが心身ともに健全に育っていくためには、この時期に多くの時間を過ごす学校環境や、こどもの居場所があることが重要であり、時代の変化や教育ニーズをふまえながら環境整備を進めていく必要があります。

本町では、小学校、中学校、町立の高校があり、それぞれの学年に応じて教育を行っています。1人1台端末など教育のデジタル化、教員の負担軽減に向けた取り組みなど、児童生徒や教員を取り巻く環境が変化中、これらの変化をより良い教育環境づくりに生かしていく必要があります。

居場所について、国は、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠であるということから「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、こどもの居場所づくりを推進しています。

本町では、小学生の放課後の居場所として、剣淵町学童保育所を開設しているほか、絵本の館で放課後子ども教室(ヤカタクラブ)を開催しています。アンケートによると、「友だちと遊べる場所がない」という回答は小学生より中高生の方が高く、中高生の居場所づくりについても進めていく必要があります。



学童期・思春期には、いじめや不登校への対応も大きな課題です。全国でいじめや登校で悩みを抱えている児童生徒への取り組みを行っていますが、不登校の状態にある小中学生は増加傾向にあるなど状況改善には至っていません。本町においても、いじめ防止対策の強化、不登校の子どもへの支援体制の整備などを進めていく必要があります。

関連する計画など  **教育振興基本計画**

こども施策【18】時代やニーズに応じた教育環境づくりを進めます

取り組む内容

○時代やニーズに応じた教育を進める環境づくりを進めます。(デジタル化の推進、校則の見直しなど)

○教員の負担軽減につながる環境づくりを進めます(校務DX*の推進など)。

推進のポイント

✓児童生徒にとっても、教職員にとっても過ごしやすい学校環境をつくる。

*DXとはデジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術とデータの活用が進むことで、社会・産業・生活のあり方が大きく変わることです。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・1人1台端末の維持管理、活用促進(持ち帰り用の充電器、学習ドリルの整備、デジタル教科書の活用)【教育課(学校教育係)】
- ・校務DX化の推進(校務支援システムの活用)【教育課(学校教育係)】
- ・学習生活支援員、学校司書、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育指導員の配置【教育課(学校教育係)】
- ・1人1台端末と充電器の貸与【剣淵高校】
- ・校則見直しの適宜検討(生徒総会等での協議)【剣淵高校】
- ・体罰や不適切な指導防止(教員への校内研修及び調査)【剣淵高校】

こども施策【19】時代やニーズに応じた学校教育の推進に努めます

取り組む内容

○時代の環境変化に対応するために必要な教育を行います(国際的な視野を広げ国際理解を深める、消費者教育や金融経済教育、人生設計や将来の進路や職業についてなど)

○地域や社会の課題に関心を向け考える教育を行います(持続可能な社会づくり、剣淵町の地域課題など)

推進のポイント

✓地域住民や各分野に関わる人たちの協力を得ながら、基礎学力の他に、様々な学びの機会をつくる。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・各学校へのALT派遣(話す・書く力の強化、英語力の地域間格差の解消、教師の英語力・指導力の向上など小中高等学校を通じた英語教育の強化)【教育課(学校教育係)】
- ・中学校地域学習の実施【教育課(学校教育係)】
- ・探究学習の取り組み【剣淵高校】
- ・農業者講演会、農家への実習【剣淵高校】
- ・主権者教育や消費者金融教室の実施(土別消費生活センターとの連携)【剣淵高校】
- ・北海道農政部との担い手事業の推進【剣淵高校】
- ・卒業生進路講話の実施【剣淵高校】
- ・マナー教室の実施【剣淵高校】
- ・消費者行政広域化事業による消費者教育の実施、具体的事例の周知【町づくり観光課】

こども施策【20】自分の居場所と思える場や機会の充実に努めます

取り組む内容

○放課後こどもが安全に過ごせる居場所づくりを進めます。

○学校と地域でこどもを育む取り組み（コミュニティ・スクール）などを通して、こどもが居場所として過ごしやすい機会づくりを進めます。

推進のポイント

✓新たに場所を整備するだけでなく、既存の施設や機会を生かしてよりよい居場所づくりを進めることも検討する。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・ヤカタクラブの実施（工作や読書、運動等を行い、放課後児童が安心安全に過ごすことができる居場所の提供）【教育課（子ども支援係）】
- ・海洋センターでの居場所づくり（夏休み期間中、学習と体験活動を提供することで、生活リズムを整え、望ましい生活習慣の定着をサポートする）【教育課（子ども支援係）】
- ・学童保育所の運営（放課後を安全に過ごし、学年を超えた児童の多様な体験・活動・交流を行う）【教育課（子ども支援係）】
- ・地域学校協働活動推進員等による授業支援の促進（学校の要望を聞き取り、より効果的に地域の人材を活用する）【教育課（子ども支援係）】

こども施策【21】いじめや不登校への対策に努めます

取り組む内容

○いじめを防ぎ、発生した時には適切に対処します。

○不登校のこどもを支援します（改善に向けた取り組み、学びの機会の確保など）。

推進のポイント

✓どのように対処、対応していくことが良いのか当事者の声を良く聞いて取り組む。
✓国が推進する「学びの多様化」もふまえ、不登校のこどもへの学びの支援に努める。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・道のいじめ調査結果の分析、改善に向けた取り組みの実施【教育課（学校教育係）】
- ・剣淵町いじめ等対策連絡協議会の開催【教育課（学校教育係）】
- ・小中学校、剣淵高校への相談機関の周知、紹介、啓発【教育課（学校教育係）】
- ・相談支援体制の充実【剣淵高校】
- ・転学相談【剣淵高校】



(3) 青年期

青年期は成人期へと移行していくための準備期間です。その後の人生について考え、進学や就職など、それぞれがめざす方向に進みだす時期でもあり、学童期・思春期に比べて個々の置かれる環境が大きく異なる時期でもあります。

一方で、家庭の事情も含め、様々な要因で進学をあきらめたり、希望する仕事に就くことができなったり、ニートやひきこもりの状態になる若者もいます。進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援、解決・改善にむけてつなげていく取り組み  が必要です。

学校を卒業した青年期の若者は、地域活動や子育てなどに関わらないと、なかなか地域との接点を持つことが難しい状況です。まちづくりに対する声を聞いたり、町で行われている様々な取り組みへの参加を促したりしながら、若者とともに魅力ある地域づくりを進めていくことも重要です。



ひとくちメモ 『相談支援、解決・改善にむけてつなげていく取り組み』

「子ども・若者育成支援推進法」では、(若年無業、ひきこもり、不登校など)困難を有することも、若者の支援にあたるうえで「子ども・若者の住居その他の適切な場所で相談、助言又は指導を行うこと」また「国及び地方公共団体は支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上等に必要な施策を講ずるよう努めること」と規定されています。

関連する計画など



地域福祉計画、総合戦略

こども施策【22】若者の就業や結婚を支援します

取り組む内容

- 町内に住む若者の就業支援、定住促進に努めます。
- 町内で働く場を見つけたり自らつくったりするための支援に努めます。
- 交流機会や居場所など、結婚も含め若者同士の出会いの場づくりに努めます。

推進のポイント

- ✓若い世代の意識や価値観、考え方を尊重して取り組みを進める。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・進路相談会への参加、紹介【剣淵高校】
- ・ハローワークからの求人情報の提供（町内の就業先を積極的に紹介し、若年層の就業意識を高める）【町づくり観光課】
- ・職員採用において社会人枠を設け、幅広い人材確保を実施【総務課】
- ・伴走型の結婚支援等の推進など【総務課】
- ・新生活への経済的支援を地域少子化対策重点推進交付金での支援（結婚新生活支援事業）【総務課】
- ・上川北部地域人材開発センター運営協会による職業訓練の紹介【町づくり観光課】

こども施策【23】悩みや不安を抱える若者やその家族を支援します

取り組む内容

- 悩みや不安を抱える若者やその家族への相談支援に努めます。
- 若年無業、ひきこもりなどの状態にある若者の支援に努めます。

推進のポイント

- ✓若者が抱える困難の要因は個々で異なり、多岐にわたることをふまえ、関係機関が連携し、重層的な支援に努める。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・各種相談（人権心配ごと相談、行政相談、無料法律相談）【健康福祉課（福祉介護グループ）】

3 子育てをしている世帯への支援

子育てに関する情報は、子育てハンドブックや広報紙等を通じて情報提供を行っています。インターネットが普及し SNS から情報を得ることが多いなか、町のホームページのほか、町の公式 LINE などを通して情報を積極的に発信・提供していくことも重要です。

保育所内に設置している子育て支援センターをはじめ絵本の館では、子育て家庭への情報提供、相談対応、子育て家庭相互の交流を行っています。今後も子育て仲間づくりや相談の場として子育て家庭を支援していくことが求められています。

近年、全国で外国人居住者が増えるなか、一時滞在も含め外国人のこどもや子育て世帯が情報や支援を求めることもふまえ、体制を整えておく必要があります。

保護者の負担軽減に向けた支援としては、保護者の不定期の就労や通院、出産、介護、育児疲れのリフレッシュなどの理由で、家庭での保育が困難な時、保育所で一時預かりを行っているほか、乳幼児・小中学生の医療費助成や学童保育所の保育料の軽減など経済的負担の軽減に努めています。経済的負担の軽減を求める声があるなか、今後も優先順位や費用対効果をふまえ、取り組んでいく必要があります。

住宅については、子育て世代を含め、あらゆる世代が利用しやすい公営住宅の整備に努めています。子育て世代が希望する住宅を町内で見つけることができるように、空き家情報の提供も含め子育て世代に配慮した住宅環境の充実に努めていく必要があります。

子育ての負担軽減には、個々の家庭におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活のバランスをとること）も重要です。

本町では保育サービスの提供により働く女性の子育て支援に努めていますが、家庭の中で子育てを担い合う意識の向上や働きやすい職場環境など、家庭や就労の場で取り組まなければ解決に至らないこともあります。保育サービスの充実とともに、仕事と子育ての両立支援を家庭や企業に働きかけていく必要があります。

こども施策【24】子育てや教育に関する悩みや不安の解消、心身の負担軽減に努めます

取り組む内容

- 子育てに関する情報や学習機会の提供に努めます。
- こどもや家庭が抱える悩みに適切に対応できる体制づくり、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 子育て支援センターや絵本の館等で子育て仲間づくりや交流促進に努めます。
- 保育所での一時保育を実施します。
- 地域の協力による預かり支援を検討します。

推進のポイント

- ✓SNS の利用など若い世代が相談しやすい窓口にする。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・産前から親子が地域とかかわり孤立しない場の提供（子育て世帯支援センター事業）【保育所】
- ・一時保育の実施【保育所】
- ・こども誰でも通園制度の整備【保育所】
- ・ファミリーサポートセンターやベビーシッター等の育成・確保（研修の実施など）【保育所】
- ・剣淵町保育所における保育ICTの導入（連絡手段のデジタル化）【保育所】

こども施策【25】子育てや教育に関する経済的負担を軽減します

取り組む内容

- 各種手当・助成により、経済的な負担軽減に努めます。
- 保育所や学童保育所にかかる負担軽減に努めます。
- 経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級の児童生徒の学費軽減に努めます。
- ひとり親家庭等の経済的な負担軽減に努めます。
- 子育て世帯が利用しやすい住宅が増えるように努めます。

推進のポイント

- ✓負担軽減のために実施している事業や制度の内容、対象、条件などを分かりやすく伝える。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・妊婦のための支援給付金【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・幼児教育・保育の無償化を推進【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・ひとり親家庭への支援（医療給付、児童扶養手当の制度周知や認定請求に係る手続きへの支援）【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・ひとり親家庭等への福祉資金貸付の利用支援【健康福祉課（福祉介護グループ）】
- ・就学支援金制度、修学支援制度、就学給付金制度の周知【剣淵高校】
- ・各種検定料、通学費の補助【教育課（学校教育係）】【剣淵高校】
- ・寮費の減免【剣淵高校】
- ・断熱性能に優れた公営住宅の建設や改装、冷房エアコンの標準化【建設課】

こども施策【26】男女とも仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します

取り組む内容

- 仕事と子育てを両立するための意識啓発を進めます。
- 仕事と子育てを両立するための環境づくりを促進します。

推進のポイント

- ✓役場も事業所として、男性も育児休業を取得しやすい環境づくりを進める。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・特定事業主行動計画における男性育児休業取得の推進【総務課】
- ・テレワークの実施に向けた検討【総務課】

4 こども施策を推進するために

こどもや子育て支援に関する取り組みは、様々な課や機関に関わるため、関連する課や機関との連携をとりながら取り組んでいます。

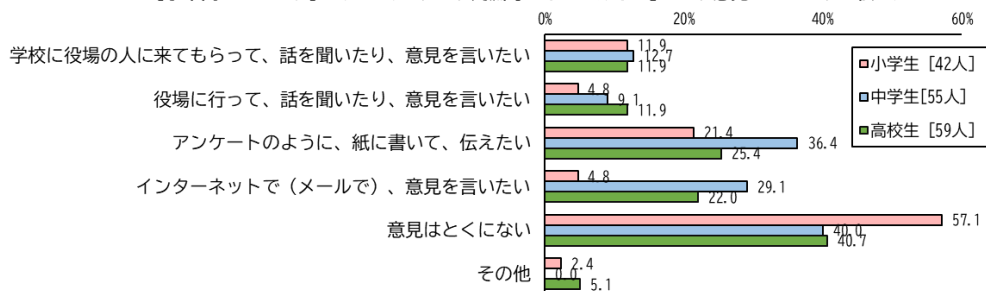
これまでの「子ども・子育て支援事業計画」に比べて、本計画の年齢対象や施策の範囲は幅広くなるため、より一層の連携が求められています。

国は、こども政策に関する省庁間の縦割りを解消するために「こども家庭庁」を発足させる一方、市町村へは母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「こども家庭センター」の設置を促進しており、本町においても令和 6（2024）年に設置したところです。今後は、こども家庭センターを中心に「こども施策」を共有し、制度や分野間の谷間やすき間、あるいは重複部分がないか確認しながら、効率的かつ効果的に、こども施策を推進していくことが必要です。

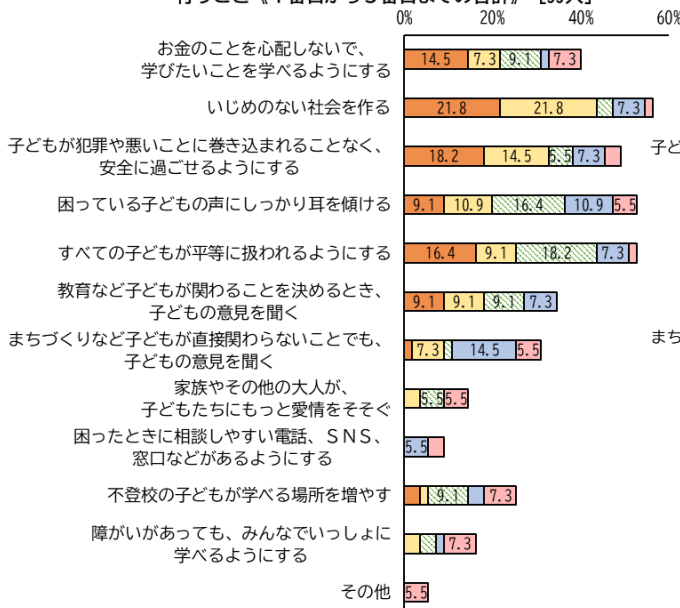
これまでの「子ども・子育て支援事業計画」は、保護者の負担を軽減する内容が中心でしたが、本計画は、こどもの幸せを願い、こどもが個人として尊重され、権利が擁護されるために行うべき施策を示しており、推進にあたっては、こどもの声を聞き、意見を尊重することが求められています。

本町では、タウンミーティングを通して、各学校で町長がこどもから直接意見を聞いています。公園や道路などの身近なものから、観光や農業などの産業まで様々な意見をもらいますが、今後はより一層、これらの声をふまえて施策や事業を進めていく必要があります。

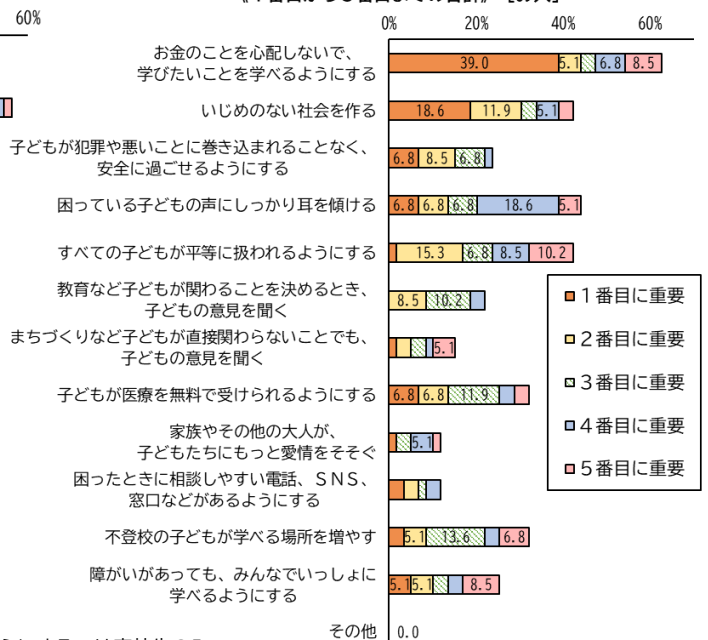
【小中高アンケート】「もっと、こういう剣淵町になってほしい」という意見をどのように伝えたいか



【中学生アンケート】国や社会、剣淵町が、子どもたちのためにもっと行うこと《1番目から5番目までの合計》[55人]



【高校生世代アンケート】国や社会、剣淵町が、子どもたちのためにもっと行うこと《1番目から5番目までの合計》[59人]



※5%未満の数値は非表示。「子どもが医療を無料で受けられるようにする」は高校生のみの回答です。

また、こどもから意見を聞くことに加え、こどもの主体的な活動を応援することも求められており、こどもの意向を聞き、活動を支援していくことも重要です。

絵本の里づくりを進めている本町では、こどもの誕生を祝って絵本を贈呈するほか、こどもたちに「生まれてくれてありがとう」の思いを込めて、居場所の象徴としての「君の椅子」を贈る取り組みを行っています。こどもと直接関わることが少ない(ない)住民が増えるなか、こどもの誕生をみんなで喜ぶ取り組みを今度も進めていくことが必要です。

そのほか、コミュニティ・スクールの運営、こどもに関する行事への参加、通学路の整備や安全確保、給食の食材の提供、その他日常のいろいろな場面で、地域の方々から協力をもらっています。今後もこどもを大切に思う気持ちを町全体で共有し、こども施策を進めていくことが重要です。

こども施策【27】こどもや若者、子育てを支援する機能を強化します

取り組む内容

○こども家庭センターの機能強化に努めます(こどもやその家庭の状況の共有、プッシュ型・アウトリーチ型支援^①の強化、人材の確保など)。

○こども計画を町全体(庁内)で共有し、着実に進めます。

推進のポイント

✓こどもに関する情報・データを、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら活用していく「こども政策DX*」を活用する。

✓各課が事業を進める際に、こどもの視点、目線でも確認していく。

*DXとはデジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術とデータの活用が進むことで、社会・産業・生活のあり方が大きく変わることです。



ひとくちメモ『プッシュ型・アウトリーチ型支援』

支援のあり方として「プッシュ型支援」「アウトリーチ型支援(訪問支援)」が推進されています。支援を必要とするこどもやその家庭が相談窓口や施設に出向かなくても、支援が必要(そう)なことを支援側が察知し、対応することです。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・こども家庭センターにおける母子保健、児童福祉に係る専門職員の確保や定期的な連絡調整会議を開催【健康福祉課(こども家庭グループ)】
- ・町公式LINEの積極的な活用、ワンストップサービス利用の検討【総務課】

こども施策【28】こどもの意見を聞く機会をつくり、活動を支援します

取り組む内容

○アンケートやタウンミーティングなど、こどもから意見を聞く機会をつくれます。

○ホームページや町公式LINEを通じて、国が実施する「こども若者★いけんぷらす」などの制度を周知します。

推進のポイント

✓計画の推進、進捗管理等においても、こどもの意見を聞きながら進めていく。

✓こどもが希望する活動があればサポートする。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・計画やまちづくりに対するこどもや若者の意見収集【健康福祉課(こども家庭グループ)】
- ・国が実施するこどもの意見聴取などの制度周知【健康福祉課(こども家庭グループ)】
- ・学童保育所へのボランティア活動の実施【剣淵高校】
- ・剣淵小・中学生及び剣淵高校の生徒と町長とのタウンミーティングの実施【総務課】

こども施策【29】こどもや若者を地域で見守り応援する意識を町全体で高めます

取り組む内容

- 絵本にちなんだ子育て支援を行います。
- 君の椅子プロジェクトなど、こどもの誕生をみんなで祝う取り組みを進めます。
- 学校や地域とともに子育て支援を行います。

推進のポイント

- ✓こどもの誕生を祝う気持ち、こどもを大切に思う気持ちを、できるだけ多くの人と共有できるようにする。

<主な関連事業、具体的な取り組みなど>

- ・出産記念品「君の椅子」の贈呈（こどもの誕生を祝福し、地域でこどもの成長を見守る）【健康福祉課（こども家庭グループ）】
- ・剣淵町こども計画（仮称）の周知、概要版の作成と配布【健康福祉課（こども家庭グループ）】



IV 計画の内容（子ども・子育て支援事業編）

1 子ども・子育て支援事業とは

こども施策を進めるにあたっては、様々な事業をたてて、具体的に進めています。

そのうち、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業があり、これらを「子ども・子育て支援事業」とよんでいます。

これらの事業については、計画期間中（この計画では令和7年度から令和11年度の5年間）の「見込量（いつ、どのくらいニーズがあるか）」と「確保方策（いつ、どのくらい受入れたり実施するのか）」をあらかじめ計算し、計画に掲載しておくこととなっています。

「見込量」については、中学生までの子育て世帯を対象としたアンケート調査を実施し、それぞれの事業についての利用実績や今後の利用意向を尋ね、その結果とをもとに算出しました。

「確保方策」については、「見込量」をもとに、算出しました。

全国一律の事業ですので、剣淵町では実施していないもの、他の事業で対応しているので実施の予定がないものなどもあります。令和6（2024）年度から新たに加わった事業や、令和7（2025）年度から加わる予定の事業も含め、事業の名称と対象年齢については、次のとおりです。

子ども・子育て支援事業

剣淵町保育所について（特定教育・保育施設事業）

区分	事業	対象年齢
教育 認定	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭＞	3～5歳
保育 認定	保育認定[1]（幼稚園）＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定[2]（認定こども園および保育所）	3～5歳
	保育認定[3]（認定こども園および保育所＋地域型保育）	0歳、1歳、2歳

地域子ども・子育て支援事業

事業	対象年齢
実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
延長保育（時間外保育事業）	0～5歳
病児・病後児保育事業	0～5歳、1～6年生
一時預かり事業（幼稚園児）	3～5歳
一時預かり事業（その他）	0～5歳
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0～2歳
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	0～18歳
子育て世帯訪問支援事業	0～17歳
児童育成支援拠点事業	主に学齢期の児童
親子関係形成支援事業	0～17歳
利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業/学童保育）	1～6年生

事業	対象年齢
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生
産後ケア事業	0歳
妊婦健診事業	（妊婦）
乳児家庭全戸訪問事業	0歳
養育支援訪問事業	（妊婦～）
妊婦等包括相談支援事業	（妊婦）
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業を実施するにあたり、見込量と確保方策を設定する単位として、保護者やこどもが居宅より容易に異動することが可能な区域「教育・保育提供区域」を設定します。

地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況、関連事業の実施状況などを総合的に勘案して設定します。

剣淵町では、小学校就学前の児童の教育・保育は、剣淵町保育所1か所で行っていることから、これまでと同様に、「全町一地区」を教育・保育提供区域として設定します。

2 事業の内容など

(1) 剣淵町保育所について（特定教育・保育施設事業）

本町にある「特定教育・保育施設」は剣淵町保育所のみで、待機児童はいません。

ニーズ調査結果に基づき、「国の手引き」による方法から推計した計画期間における保育所の見込量は、以下のとおりです。

幼児期の学校教育を希望する「1号認定」については、町内に幼稚園がなく、他市町村の幼稚園へ通園されている方の有無もその年によって異なるため、その見込量は0としています。

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込量（人）			65	55	57	59	52
2号認定こども (3～5歳、保育所等利用希望者)			34	30	34	37	30
3号認定こども	2歳		12	12	11	10	10
	1歳		12	11	10	10	10
	0歳		2	2	2	2	2

児童人口の減少が見込まれる中、引き続き、剣淵町保育所の定員 90 人を維持し、既設の施設で、教育・保育サービスを提供していきます。

また、長時間の預かりへの対応や保育士の確保のほか、職員の資質向上に努めます。

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
確保方策（人）			90	90	90	90	90
2号認定こども (3～5歳、保育所等利用希望者)			63	63	63	63	63
3号認定こども	2歳		12	12	12	12	12
	1歳		12	12	12	12	12
	0歳		3	3	3	3	3

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

剣淵町では、副食費については、町内に居住する子どものみ無償化とし、その他、必要に応じて実施を検討します。

認定こども園の検討について

(幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保)

幼児教育を望む保護者や就労状況にかかわらず利用できる保育所を希望される意見が少なからずあったことから、剣淵町保育所を教育・保育を一体的に提供する認定こども園の検討をします。

教育支援委員会の中で、保育所と小中高等学校の児童生徒の状況について情報交換を実施しており、よりきめ細かな連携を進めていきます。

(2) 延長保育（時間外保育事業）

保育認定を受けた就学前児童について、通常の利用時間を越えて保育を行う事業です。

現在の剣淵町保育所の開所時間は、平日は保育標準時間認定で 7:30～18:30(11 時間)、保育短時間認定で 8:00～16:00(8時間)、土曜日は、7:45～16:00(8時間 15 分)で、ニーズ調査より得られた利用意向によると、18:30 以降の利用希望はありませんでした。

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
見込量 (人/年)	0	0	0	0	0
確保方策	検討				

※「国の手引き」に準じて算出

(3) 病児・病後児保育事業

保育所等を利用しているこどもが病気になったり、病気の回復期にある場合などに、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

現状の体制では実施が難しいため、剣淵町では実施していません。医療機関や保健師との連携強化を図り、こどもが病気の際の預かり先について検討します。

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
見込量 (人/年)	261	222	226	232	214
確保方策	検討				

※「国の手引き」に準じて算出

(4) 一時保育（一時預かり事業）

保護者の不定期の就労や通院、出産、介護、育児疲れのリフレッシュなどの理由で、家庭での保育が困難となった乳幼児を対象に、主として昼間において保育所などで一時的に預かり、保護を行う事業です。

剣淵町では、剣淵町保育所で実施しており（1日に2名まで）、引き続き、剣淵町保育所で実施します。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込量（人/年）	49	42	45	45	41
確保方策	実施機関：剣淵町保育所（1か所 定員90名）				

※過去1年間の利用実績（利用率）から算出

(5) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、「親が就労している」などの要件を満たさなくても、誰でも月に上限10時間までの利用枠の中で、保育所等の一時保育（預かり保育）を時間単位で利用できる新たな通園給付事業です（対象は6か月～2歳児）。令和7（2025）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から実施される予定です。

剣淵町も令和8（2026）年度より実施することとします。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込量（人/日） 合計	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1
確保方策	実施機関：剣淵町保育園（1か所 定員90名）				

※「国の手引き」に準じて算出

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が、身体的（本人や家族の病気など）、精神的（育児不安など）、社会的（冠婚葬祭、公的行事、出張など）な理由によりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

ショートステイ（短期入所生活援助）は、原則として7日以内、トワイライトステイ（夜間養護等）は、平日の夜間または休日に、児童養護施設などで養育・保護を行います。

「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。今後の住民のニーズに応じて、各関係機関と連携を図ります。

（７）子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。（例：調理、掃除等の家事や育児のサポート、こどもの送迎、子育ての相談・助言など）

本事業は現在実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら対応することとします。

（８）児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

養育環境等の課題（虐待リスク、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、生活の場を与えるとともに、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供することにより、虐待を防止し、健全な育成をはかる事業です。（例：居場所や食事の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への相談支援、関係機関との調整など）

本事業は現在実施していませんが、支援が必要な状況が発生した場合には、学校や教育委員会など関係機関と協議・検討を進めることとします。

（９）親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童を対象に、こどもの発達状況等に応じた情報提供や相談・助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場などを提供することで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。（例：講義・グループワーク・ロールプレイ等のペアレント・トレーニング、保護者同士の相互交流など）

本事業は現在実施していませんが、子育て支援センター等で交流の場を持ち情報を共有することで、悩みや不安を把握し解消に努めることとします。

(10) 利用者支援事業

子育て世帯や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供などを行うとともに、関係機関との連絡調整や体制づくりなどを行う事業です。

剣淵町では、児童福祉法の改正により、子育て支援に関する従来の母子保健、児童福祉領域のサービス提供体制を再構築し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置することが努力義務とされたことを受けて、令和6（2024）年度に「こども家庭センター」を設置しました。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基本型（か所）	見込量	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関 （か所）	見込量	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
特定型（か所）	見込量	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
こども家庭センター 型（か所）	見込量	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業/学童保育）

就労などにより、放課後の昼間時間帯に保護者が家庭にいない小学生を対象に、安全で健全な遊びや生活の場を提供する事業です。

剣淵町では、剣淵小学校敷地内の学童保育所で実施しています。（平日は下校時刻～17:30、第2・第4土曜日は8:15～16:15、夏・冬・春休みと振替休業日は8:00～17:30）

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込量（人）	合計	46	47	44	34	36
	1年生	11	16	7	6	14
	2年生	16	14	19	9	8
	3年生	10	8	7	10	5
	4年生	4	3	3	2	3
	5年生	2	4	4	3	3
	6年生	3	2	4	4	3
確保方策	実施機関：学童保育所（1か所 定員70名）					

※「国の手引き」に準じて算出

(12) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターなど）

保育所に入所する前の乳幼児の親子を対象に、親子で遊んだり、育児に関する相談や子育てに関する情報提供などを行う事業です。

剣淵町では、剣淵町保育所内に開設している「子育て支援センター」や「絵本の館（体験教室）」で実施しており、引き続き、「子育て支援センター」や「絵本の館（体験教室）」で実施します。

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
見込量（人/月）		144	119	108	108	108
確保方策	実施機関：子育て支援センター（1 か所）					

※「国の手引き」に準じて算出

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人と、そのような援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、剣淵町では実施しておらず、「国の手引き」に準じた算出方法からはニーズは見込まれませんでした。実施については、今後の住民のニーズに応じて検討します。

(14) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、出産後の母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導および乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児および乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介などを行う事業です。

剣淵町では、妊娠期及び新生児訪問時に事業についてお知らせし、助産院と連携して実施しています。1人10回まで利用することができます。

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
見込量	妊婦の数（人/年）	11	10	10	10	10
	1人あたり 利用回数（回/年）	10	10	10	10	10
確保方策	実施機関：健康福祉課					

※5年間の出生数の推計値を妊娠届出数の推計値をふまえて算出

(15) 妊婦健康診査（妊婦健診事業）

妊婦の健康の保持・増進を目的とする健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊産婦の健康管理を図るため、妊産婦健康診査にかかる費用、妊産婦健康診査の受診先までの交通費助成を行っています。

引き続き、町外の医療機関に委託し、診査にかかる費用の助成を行います。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込量（人/年） 妊婦の数	11	10	10	10	10
確保方策	実施場所：医療機関委託（町外）				

※5年間の出生数の推計値を妊娠届出数の推計値をふまえて算出

(16) 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の健康に関する保健指導を行うほか、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対する産後ケア等の適切なサービス提供に結びつけていく事業です。

剣淵町では、原則として産後1か月以内の全産婦及び新生児の自宅に訪問していますが、1か月以上里帰りしている対象者もいるため、柔軟に対応しています。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
見込量（人/年） 妊婦の数	11	10	10	10	10
確保方策	実施機関：健康福祉課				

※5年間の出生数の推計値を妊娠届出数の推計値をふまえて算出

(17) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【養育支援訪問事業】

こどもへの虐待（育児放棄を含む）のリスクがある家庭や支援が必要な妊婦など、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。特定妊婦や要保護児童等の支援をめざす事業の1つで、子育て支援とあわせ、児童虐待の予防的役割を担うものです。

剣淵町では、乳児家庭全戸訪問事業等により、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うとともに、特に支援を必要とする妊婦や児童に対しては相談や支援をより細やかに行うこととします。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関等の専門性強化と、関係機関相互の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

剣淵町では、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を深め、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりを進めます。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

こども家庭センターを拠点に、妊産婦とその配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を実施し、必要な情報を提供したり相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる、妊娠時から妊産婦等に寄り添う伴走型相談支援を行う事業です。

母子手帳交付と後期受診票発行時に面接する際や新生児訪問の機会を活用し、相談対応等を行うとともに必要な支援につなぎます。

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
見込量	妊婦の数（人/年）	11	10	10	10	10
	1人あたり 実施回数（回/年）	3	3	3	3	3
確保方策	実施機関：健康福祉課					

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本町では、剣淵町保育所により、一般の児童の受け入れ体制は充足した状況にあります。

子育てのための施設等を利用する際の給付の円滑な実施

令和元（2019）年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、剣淵町保育所で行っている一時預かり事業等もその対象となり、特定子ども・子育て支援を提供しています。

公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、給付事務を進めるとともに、保護者が施設や事業を選択する際には、施設や給付に関する情報提供を十分に行うこととします。

今後新たなサービス提供事業者があった場合は、給付の確実かつ円滑な実施を確保するため、事業者との連携を密にして給付の方法を検討することとします。

V 資料編

1 計画策定の経過

月 日	内 容
2023(令和5)年 12 月	アンケート調査の実施 ・こども計画策定に向けたこどもの意見アンケート調査 ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査
2024(令和6)年 3月	第2期剣淵町・子ども子育て支援事業計画検証 ・関係各課による第2期計画の検証
2024(令和6)年 7月	関係各課におけるこども施策検討作業
2024(令和6)年 11 月 12 日	第1回剣淵町子ども・子育て支援会議 ・第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・剣淵町こども計画骨子案について
2024(令和6)年 12 月	町長とのタウンミーティングの実施 ・剣淵小学校、剣淵中学校、剣淵高校の児童・生徒との意見交換
2025(令和7)年 2月 13 日	剣淵町議会議員協議会 ・剣淵町こども計画(案)の概要について
2025(令和7)年 2月 25 日	剣淵町こども計画策定における町長・教育長ヒアリング
2025(令和7)年 2月 25 日	第2回剣淵町子ども・子育て支援会議 ・剣淵町こども計画(案)について
2025(令和7)年 3月 25 日	第3回剣淵町子ども・子育て支援会議 ・剣淵町こども計画(案)について
2025(令和7)年 3月	剣淵町こども計画(案)の答申

2 こどもを対象としたアンケート

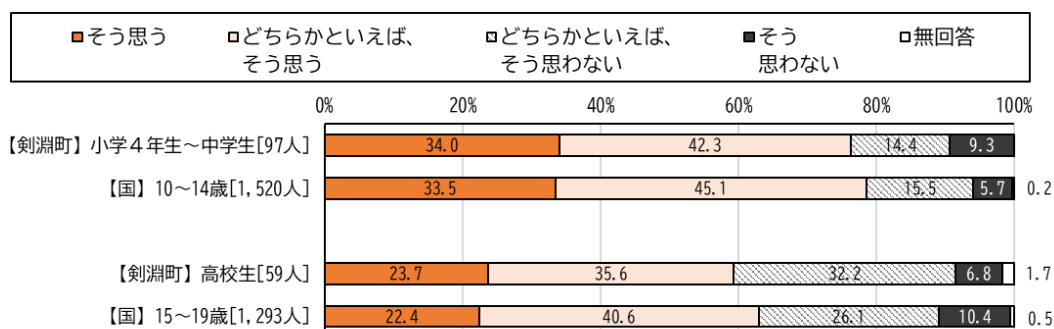
*「Ⅲ 計画の内容（こども施策編）」に掲載していない主な調査結果を掲載しています。

対象	①剣淵町に住む小学校4年生・5年生・6年生 ②剣淵町に住む中学校1年生・2年生・3年生 ③剣淵町に住む高校生世代 剣淵高等学校で学んでいる高校生1年生・2年生・3年生（町外からの通学者含む）
回答方法	①②学校でQRコードを掲載したアンケート票を配り、Webアンケートで回答 ③QRコードを掲載したアンケート票・はがきを郵送し、Webアンケートで回答
調査時期	①②③令和5年12月
回答者数	①小学生 42人 ②中学生 55人 ③高校生世代 59人

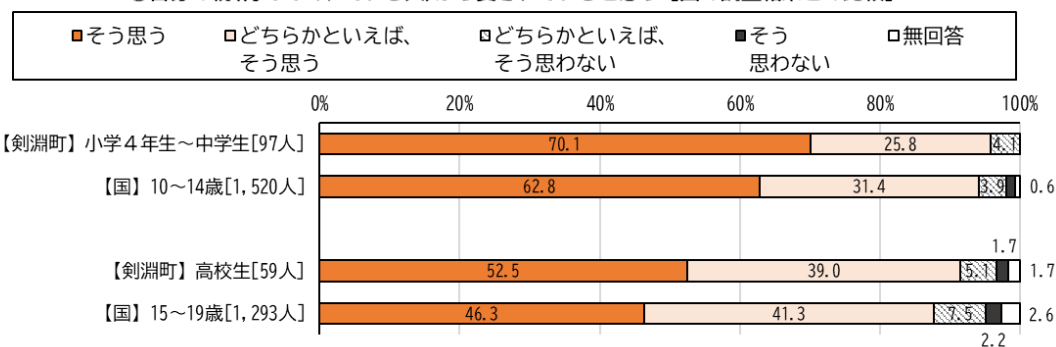
Q. 自分についてどう思っていますか。①～⑦それぞれについて、一番近いものをえらんでください。
（国の調査結果*と比較できるものは比較を行っています）

*国が全国のこども・若者を対象に令和4年に実施した「子供・若者の意識に関する調査」と比較しています。国は10～14歳、15～19歳の年齢区分で集計しており、町の区分（小学4年生～中学生と高校生）とまったく同じではありません。

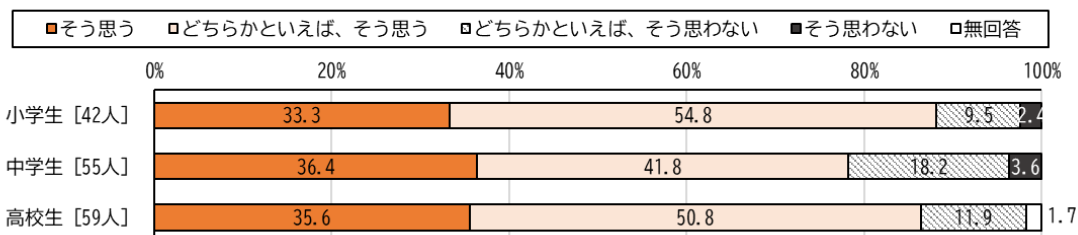
①今の自分が好きだ【国の調査結果との比較】



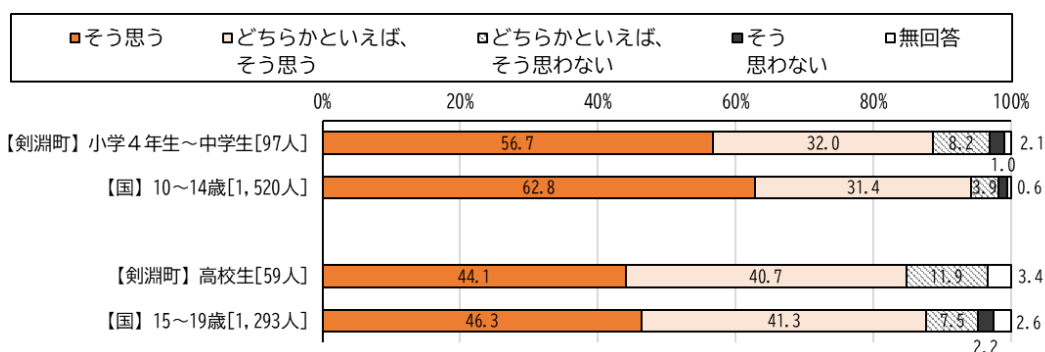
②自分の親(育ててくれている人)から愛されていると思う【国の調査結果との比較】



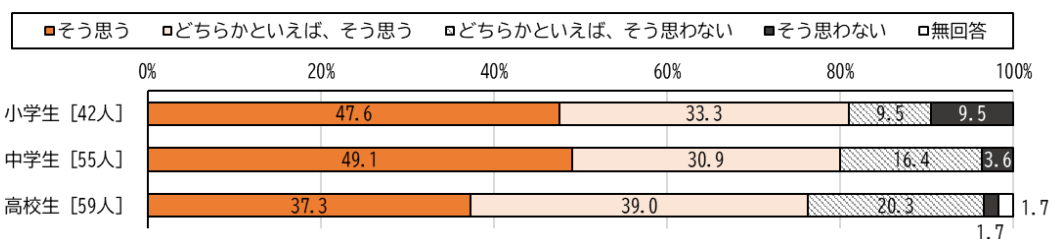
③自分の意見は大切にされていると思う



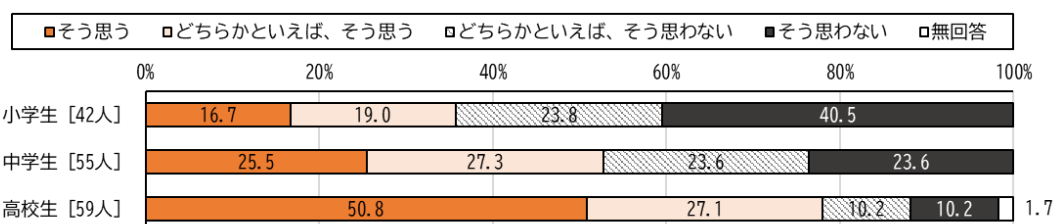
④うまくいくかわからないことも、がんばってやろうと思っている [国の調査結果との比較]



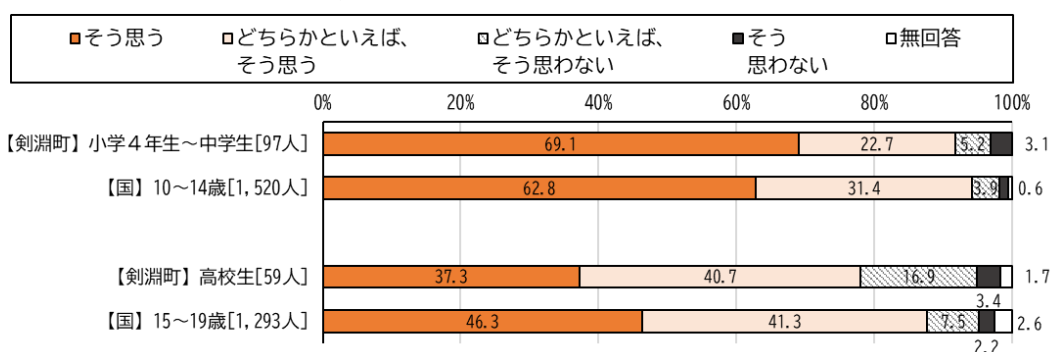
⑤自分は、だれかのために役に立ったと思うことがある



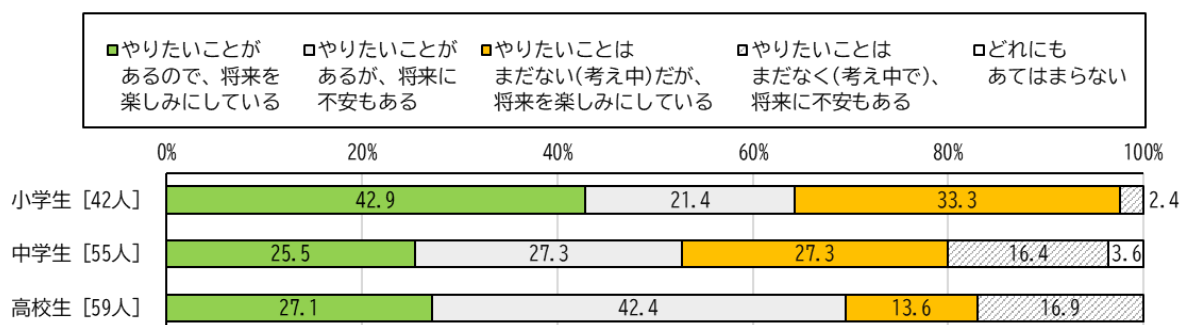
⑥心配ごとが多く、いつも不安だ



⑦今、幸せだ [国の調査結果との比較]

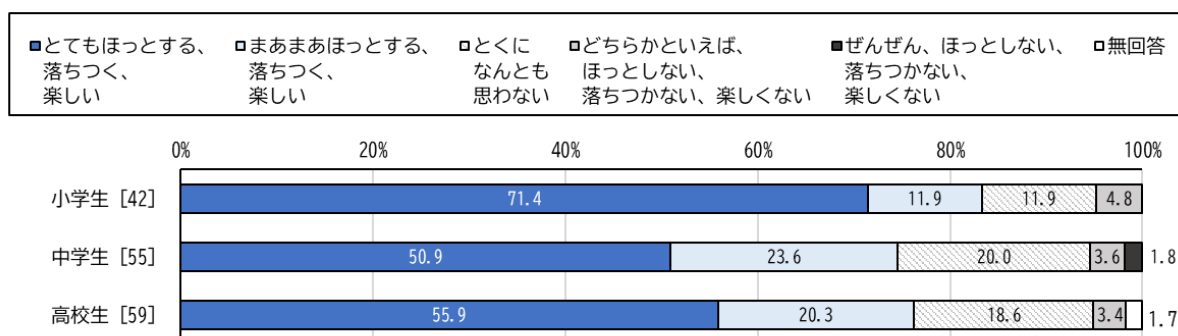


Q. あなたは、自分の将来についてどういう気持ちを持っていますか。一番近いものを1つだけえらんでください。

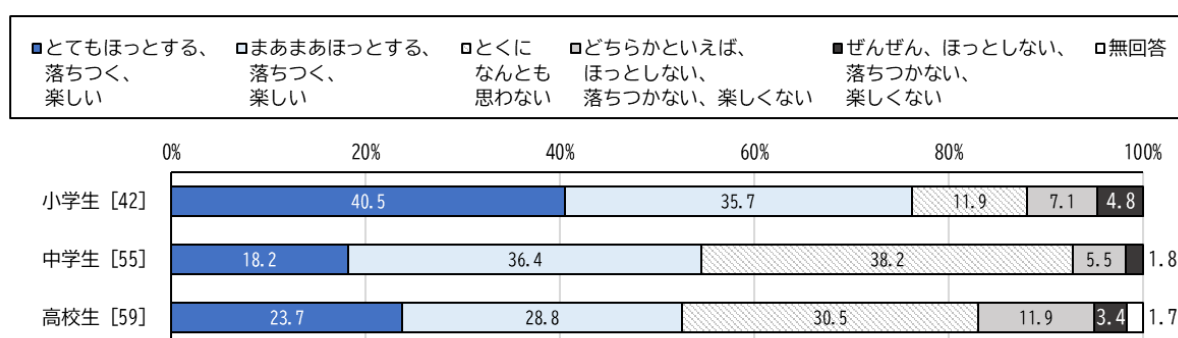


Q. ①から④について、その時の気持ちで、一番近い（よく思う）ものを、それぞれ1つだけえらんでください。

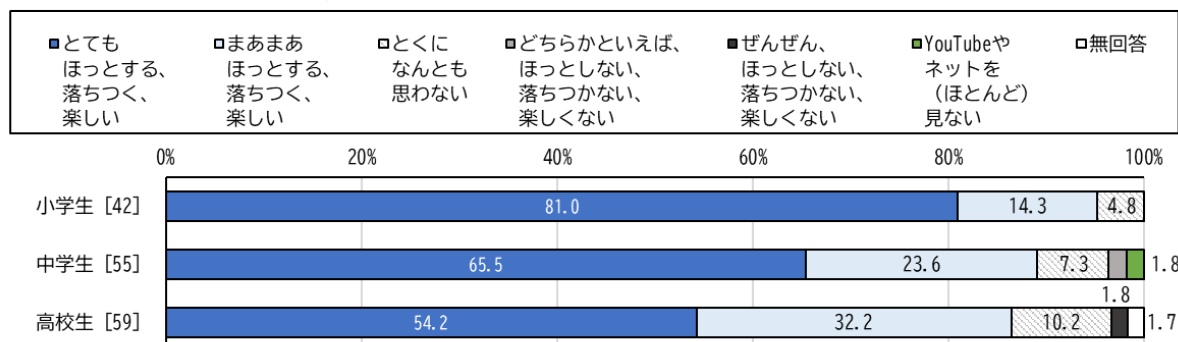
①家にいるとき



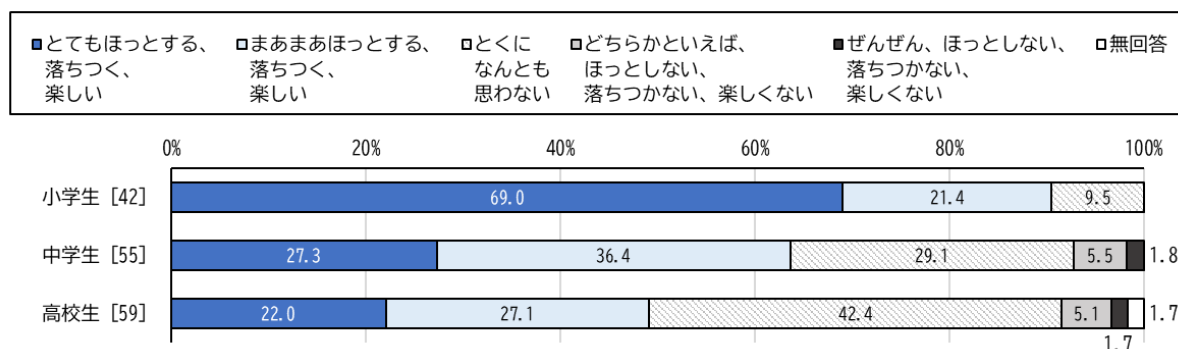
②学校にいるとき



③YouTubeやネットを見たり、ネットでゲームしているとき



④（町の外とくらべて）剣淵町ですごしているとき

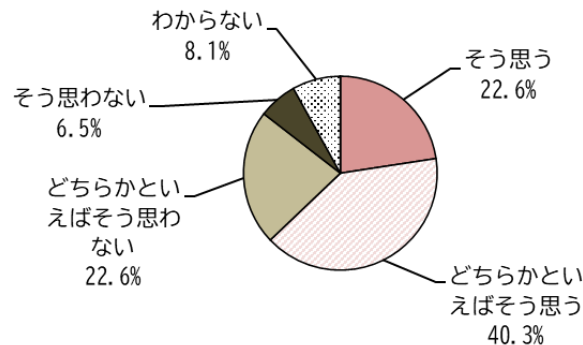


3 子育て支援のアンケート調査

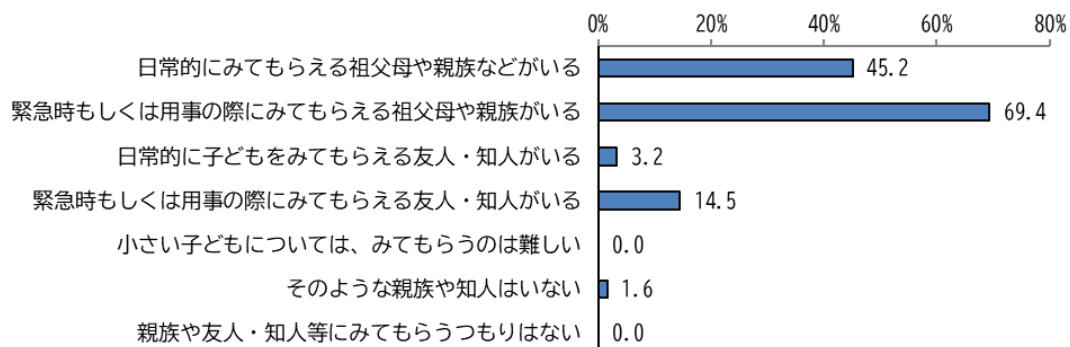
*主な調査結果を掲載しています。

時期	令和5年（2023年）12月
対象	剣淵町内に住む、中学生までのお子さんがある世帯
回収	62通

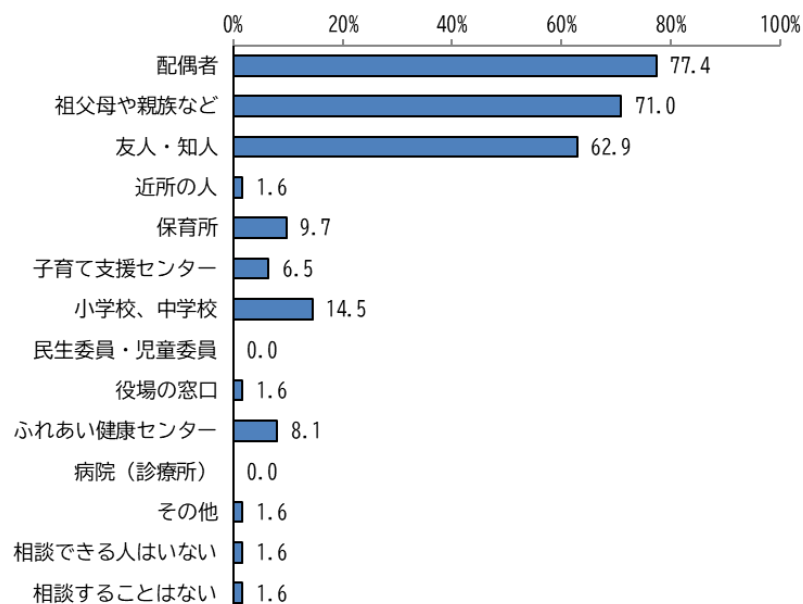
Q. 剣淵町は、子育てをしやすいまちだと思いますか。（1つに○）



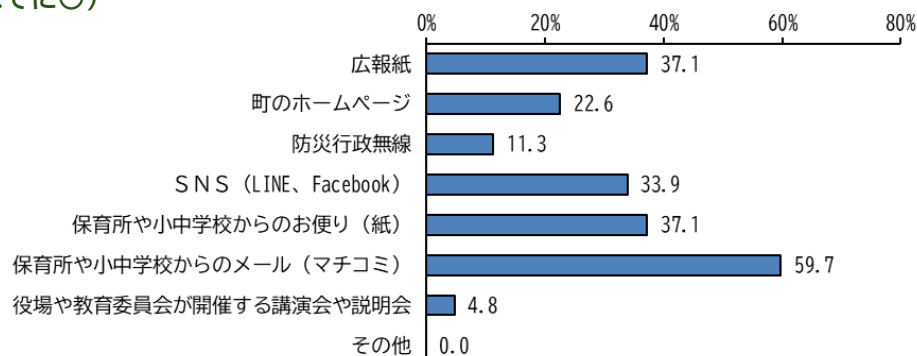
Q. お子さんをみてもらえる祖父母や親族、友人・知人はいますか。（あてはまるものすべてに○）



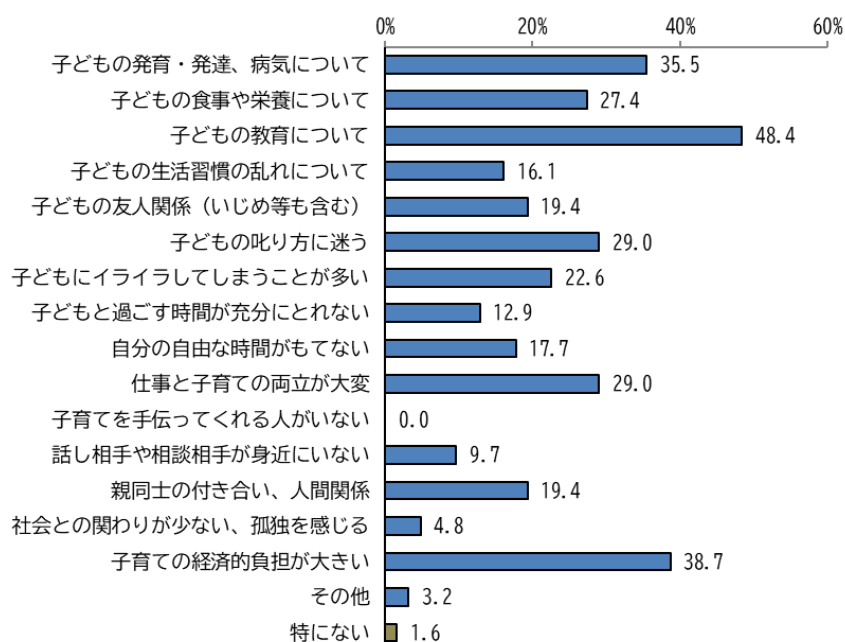
Q. 子育てや教育について気軽に相談できる人はいますか。（あてはまるものすべてに○）



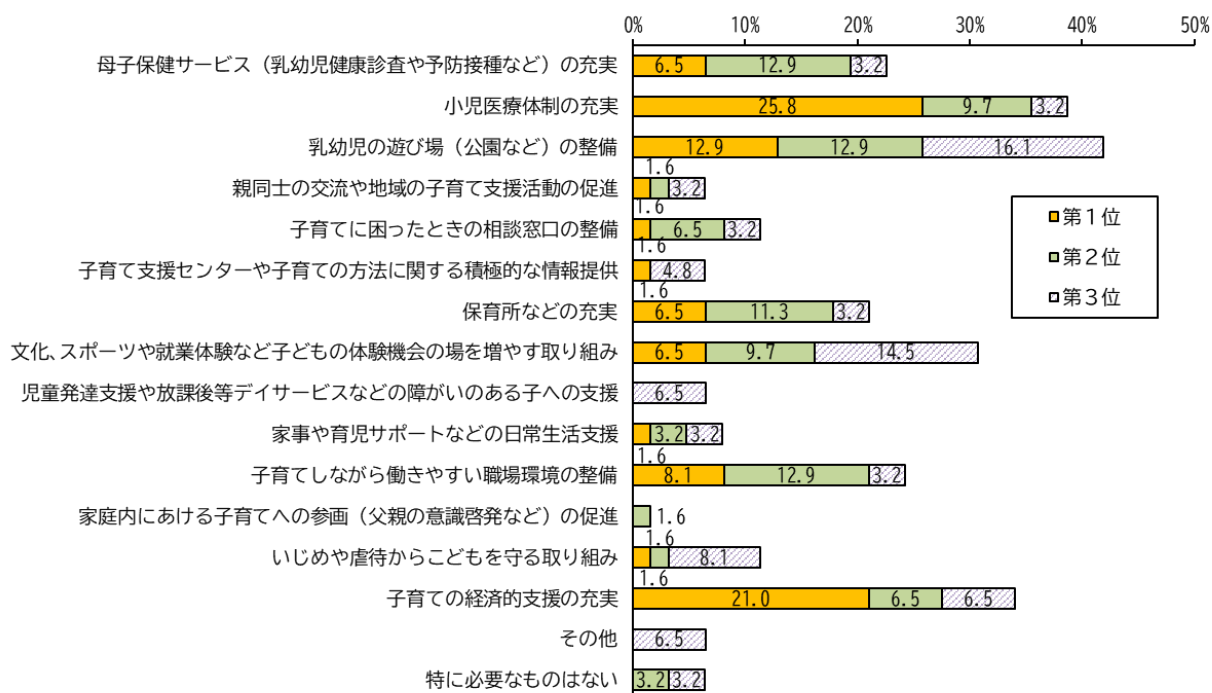
Q. 子育てや教育の情報を町から提供する時に、どのような方法を充実させてほしいですか。(あてはまるものすべてに○)



Q. 子育てをされていて感じる悩みはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



Q. 子育てしやすいまちには、どのようなことが重要だと思いますか。(第1位から第3位まで選択)



剣淵町こども計画

(第3期剣淵町子ども・子育て支援事業計画)

絵本の里 けんぶち
北海道 剣淵町



©Kembuchi Town キャンペーンガール
ぷっちょな

発行 剣淵町健康福祉課 こども家庭グループ
〒098-0338 北海道上川郡剣淵町仲町 28 番1号
剣淵町健康福祉総合センター
電 話 0165-34-3955
町のホームページ
<https://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/>